

嘉麻市こども計画

(令和7～11年度)

【素案】

(令和6年11月27日時点)

令和6年11月

嘉 麻 市

はじめに

令和7年3月

嘉 麻 市 長 赤間 幸弘

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向	7
2 世帯数の推移	13
3 就労環境	15
4 アンケート調査結果に見るこどもと子育て家庭の現状	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 施策体系	26

第4章 基本目標ごとの施策の展開

1 こども・若者の権利が保障されたまちづくり	27
（1）こども・若者の権利の啓発	27
（2）こどもの意見表明ができる取組	29
（3）児童虐待やいじめをなくすための取組	30
2 こどもが健やかに育ち力づくよく自立できるまちづくり	32
（1）こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援	32
（2）こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援	35
（3）貧困の状況にあるこども等への支援	38
（4）障がいのあるこども等への支援	41
（5）不登校やひきこもりのこども・若者への支援	46
（6）若者への就労支援	48
3 安心してこどもを産み育てられるまちづくり	50
（1）妊娠・出産への支援	50
（2）子育てに関する情報提供・相談支援	53
（3）多様な保育事業の充実	56
（4）ひとり親家庭への支援	58

4 地域全体でこどもと子育て家庭を支えることができるまちづくり	60
（1）ワーク・ライフ・バランスの推進	60
（2）地域での子育てを支える仕組みづくり	63
（3）こどもやこども連れにやさしい生活環境の整備	65
（4）こどもの居場所づくり	67

第5章 第三期 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	69
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	70
3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	75

第6章 計画を実現するために

1 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	91
2 計画の推進体制	91
3 計画の進捗管理	91

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、こどもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。本市においても、令和2年3月、それまでの第一期計画を見直し、「第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、引き続きこどもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境整備を進めてきました。

しかし、前計画策定後も全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国では、こうしたこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、同法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

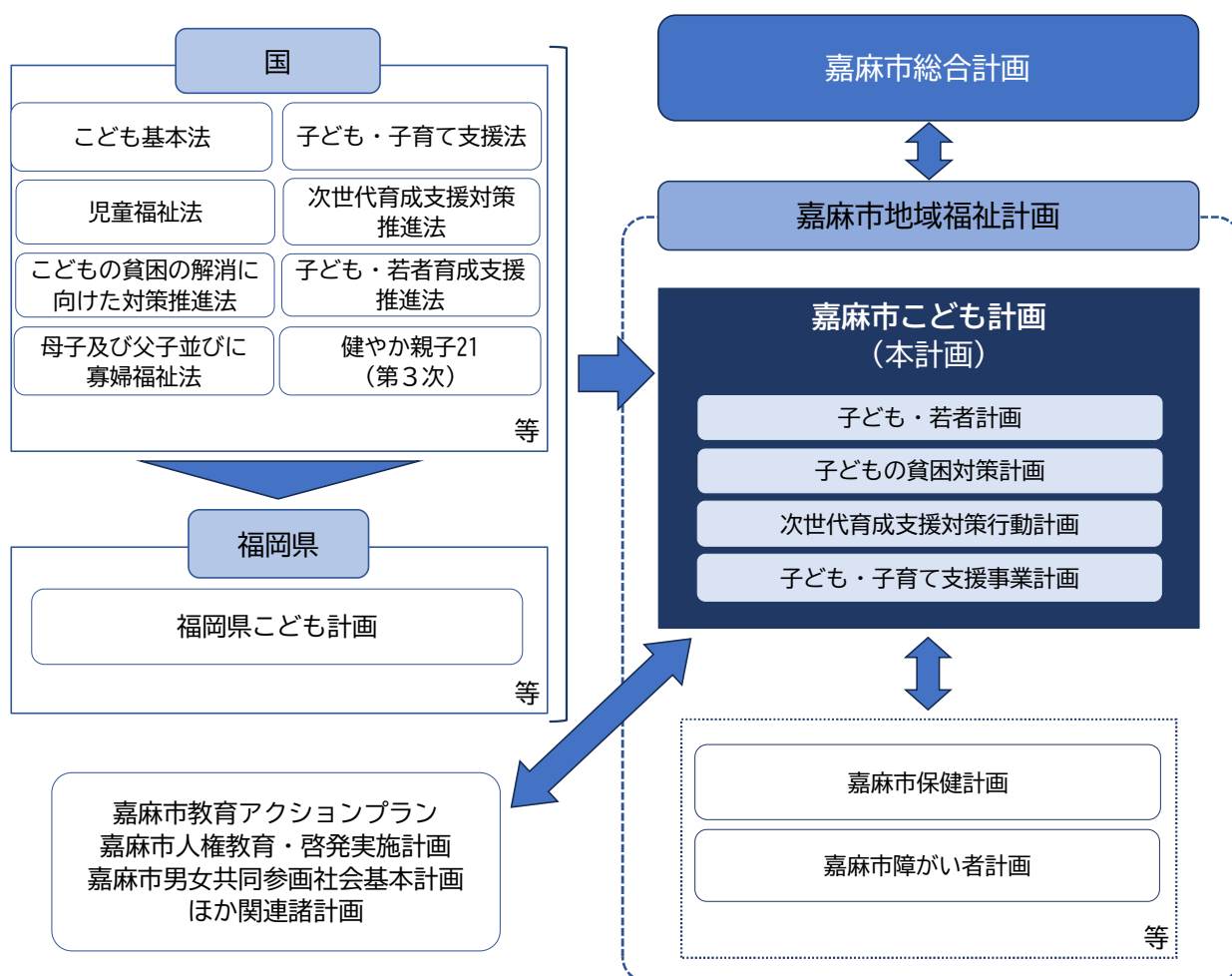
そこで、本市においても、前計画が令和6年度で期間満了となることを契機に、こども基本法とこども大綱を踏まえ、これまでの子ども・子育て支援施策やこどもの貧困対策、若者支援施策を包含した「嘉麻市こども計画」(以下、「本計画」という。)を新たに策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」を一体のものとした計画です。

また、策定にあたっては、本市の最上位計画である「嘉麻市総合計画」や、保健福祉分野の上位計画である「嘉麻市地域福祉計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

■計画の期間

										(年度)
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)					嘉麻市こども計画 (令和7～11年度)					

4 計画の対象

(1) 本計画における定義について

本計画における、用語を以下のとおり定義する。

① こども

心身の発達の過程にある者をいう。

<こども基本法>

② 子ども

乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生)及び思春期(中学生からおおむね18歳まで)の者をいう。

<子供・若者育成支援推進大綱、子ども・若者ビジョン> <子ども・子育て支援法>

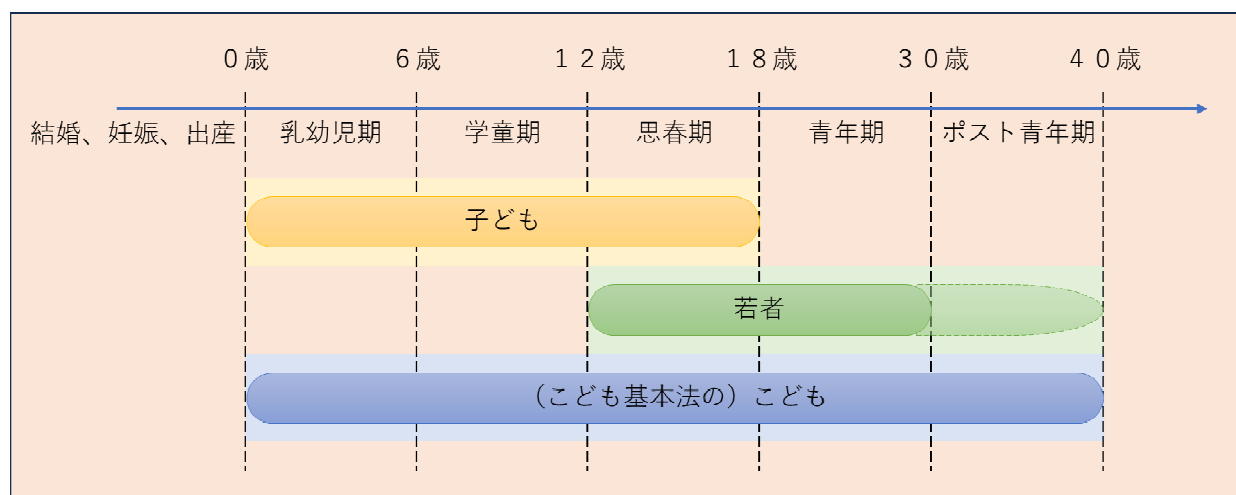
③ 若者

思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

<子供・若者育成支援推進大綱、子ども・若者ビジョン>

(2) 計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体を対象とします。



5 計画の策定体制

(1) 嘉麻市こども施策審議会における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、こどもに関する施策の推進に係る検討を行うために、「嘉麻市こども施策審議会」において審議を行いました。

(2) 嘉麻市子育てに関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育てに関する実態や意識、ニーズなどを把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

●嘉麻市子育てに関するアンケート調査の実施概要

調査対象	① 就学前児童（0～5歳）の保護者 868人 ② 小学校及び義務教育学校（1～6年）児童の保護者 1,207人
調査方法	● 保育所・幼稚園・小学校・義務教育学校を通じた配布・回収 ● 在宅保育、市外に通学している児童については郵送調査 ● 紙の調査票での回答とインターネットでの回答を併用
調査期間	● 令和5年11月20日～12月15日まで。 ● ただし、令和6年1月12日到着分までを集計に含めている。
回収数	① 582件（回収率67.1%） ② 765件（回収率63.4%）

（３）嘉麻市子どもの生活状況調査の実施

こどもの将来が、家庭の経済的理由などによる生まれ育った環境に左右されることがないように、また困難が世代を越えて連鎖することがないように必要な環境整備を図るための基礎資料を得ることを目的に、「嘉麻市子どもの生活状況調査」を実施しました。

●嘉麻市子どもの生活状況調査の実施概要

調査対象	保護者	① 小学校及び義務教育学校4～6年生の保護者 510人 ② 中学校1～3年生及び義務教育学校7～9年生の保護者 755人 合計：1,265人
	こども	① 小学校及び義務教育学校4～6年生 886人 ② 中学校1～3年生及び義務教育学校7～9年生 854人 合計：1,740人
調査方法	保護者	学校を通じて調査票の配布及び回収 ※世帯の中で、調査対象となるこどもが2人以上いた場合は、長子のこどもに保護者票を配布
	こども	学校を通じて調査票の配布及び回収
調査期間	共通	令和5年10月6日～11月2日
回収数	保護者	773件（回収率61.1%）
	こども	1,084件（回収率62.3%）

（４）嘉麻市子ども・若者の意識と生活に関する調査の実施

こどもや若者の意識と生活状況等を把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「嘉麻市子ども・若者の意識と生活に関する調査」を実施しました。

●嘉麻市子ども・若者の意識と生活に関する調査の実施概要

調査対象	① 10～14歳：住民基本台帳から無作為抽出した1,000人 ② 15～39歳：住民基本台帳から無作為抽出した1,500人 ③ 40～69歳：住民基本台帳から無作為抽出した1,700人
調査方法	郵送法（オンライン回答併用）
調査期間	令和6年1月5日～2月2日まで
回収数	① 10～14歳：379件（回収率39.9%） ② 15～39歳：395件（回収率26.3%） ③ 40～69歳：672件（回収率39.5%）

(5) こどもの意見聴取の実施

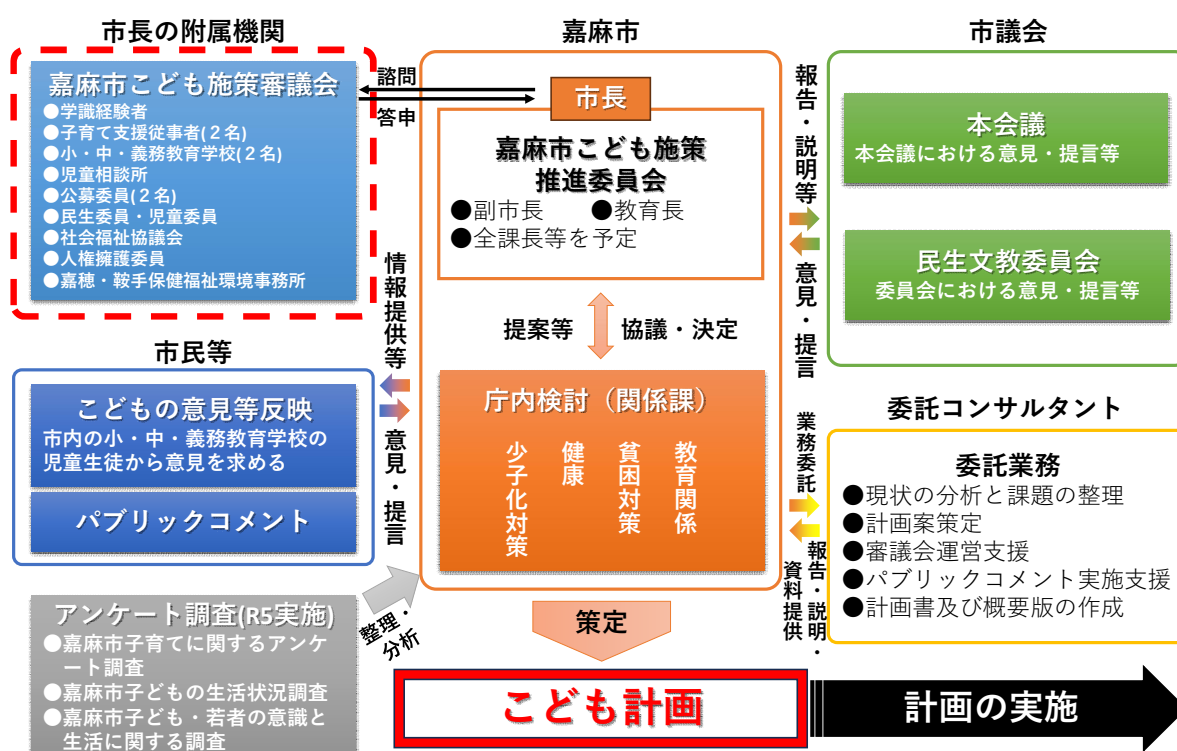
こどもの意見を計画に反映するため、市で作成した嘉麻市の自然・文化・歴史や市役所の仕事に関する動画を視聴してもらった後、動画や学校生活、市の政策に関する意見を聴取するためのアンケートを実施しました。対象は、小学校(義務教育学校)4年生と中学1年生・3年生(義務教育学校7年生・9年生)全員とし、回答は学校配付のタブレットによって行うものとししました。

調査対象	小・中学校及び義務教育学校4年・7(中学1)年・9(中学3)年生
調査方法	嘉麻市の魅力動画を視聴後、LoGoフォームによるアンケート入力調査
調査期間	令和6年10月中
回収数	小・義務教育学校4年生：214件 中学校1年生、義務教育学校7年生：231件 中学校3年生、義務教育学校9年生：236件

(6) パブリックコメントの実施

令和7年1月6日から令和7年2月6日まで計画案を公表し、それに対する市民から意見を求めるパブリックコメントを行いました。

■計画の策定体制



第 2 章

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向

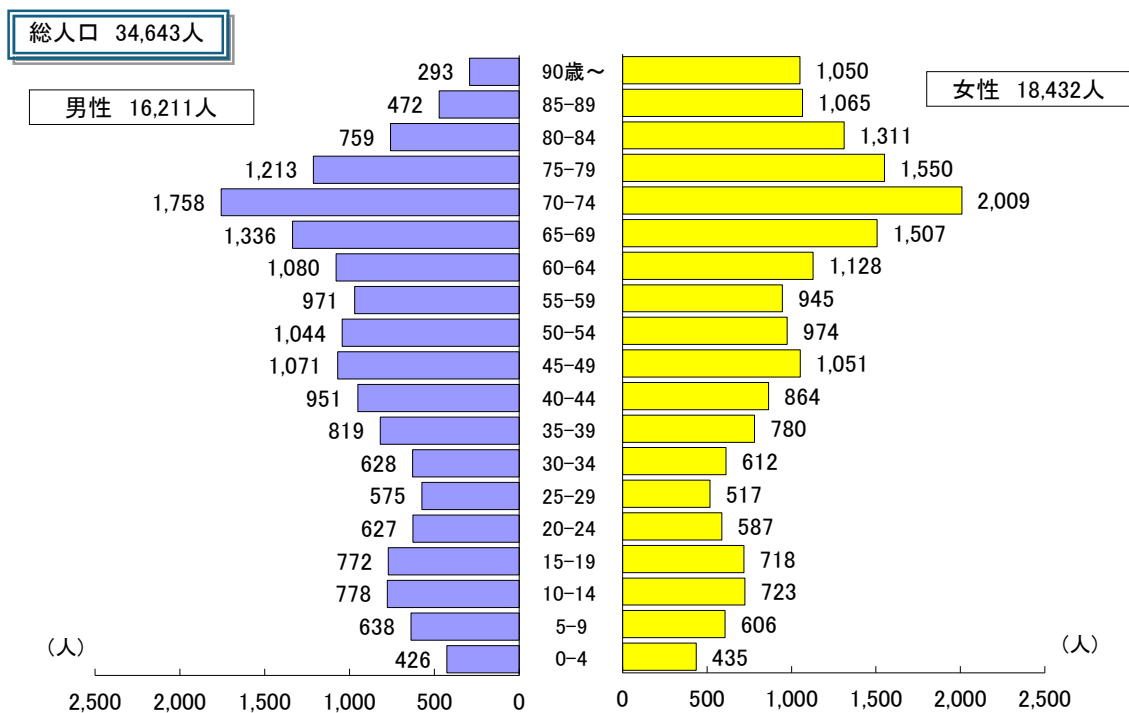
(1) 人口の推移

①人口構造

本市の令和6年4月1日現在の総人口は、男性16,211人、女性18,432人の計34,643人です。人口ピラミッドを見ると、70代前半の人口が最も多く、20代後半と5歳未満の人口が最も少なくなっており、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

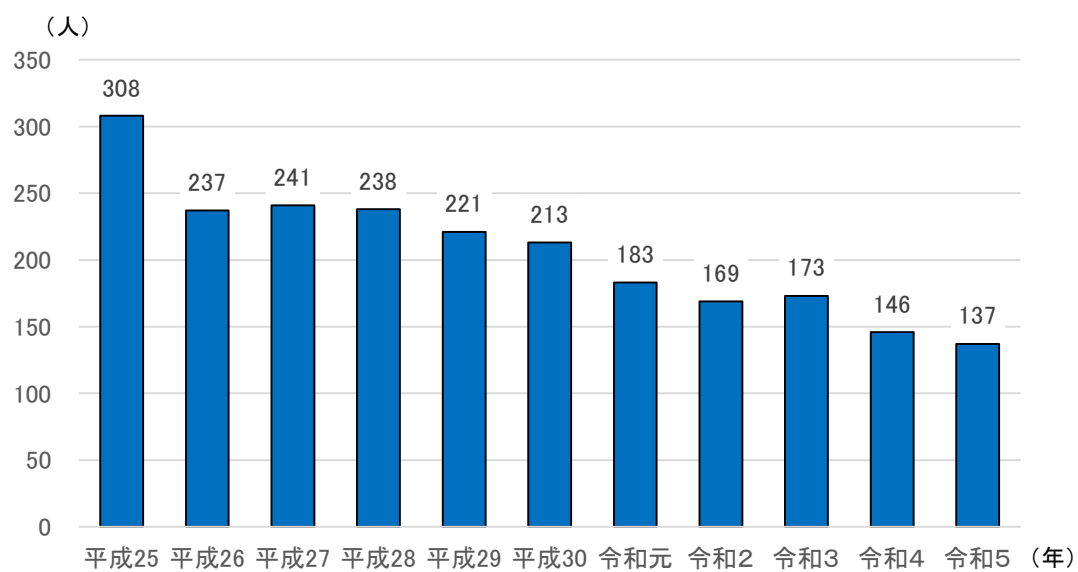
なお、5歳未満の人口が少なくなっているのは、近年の出生数の減少が主な要因と考えられます(次ページ、出生数の推移参照)。

■人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



資料:住民基本台帳

■出生数の推移



資料：住民基本台帳

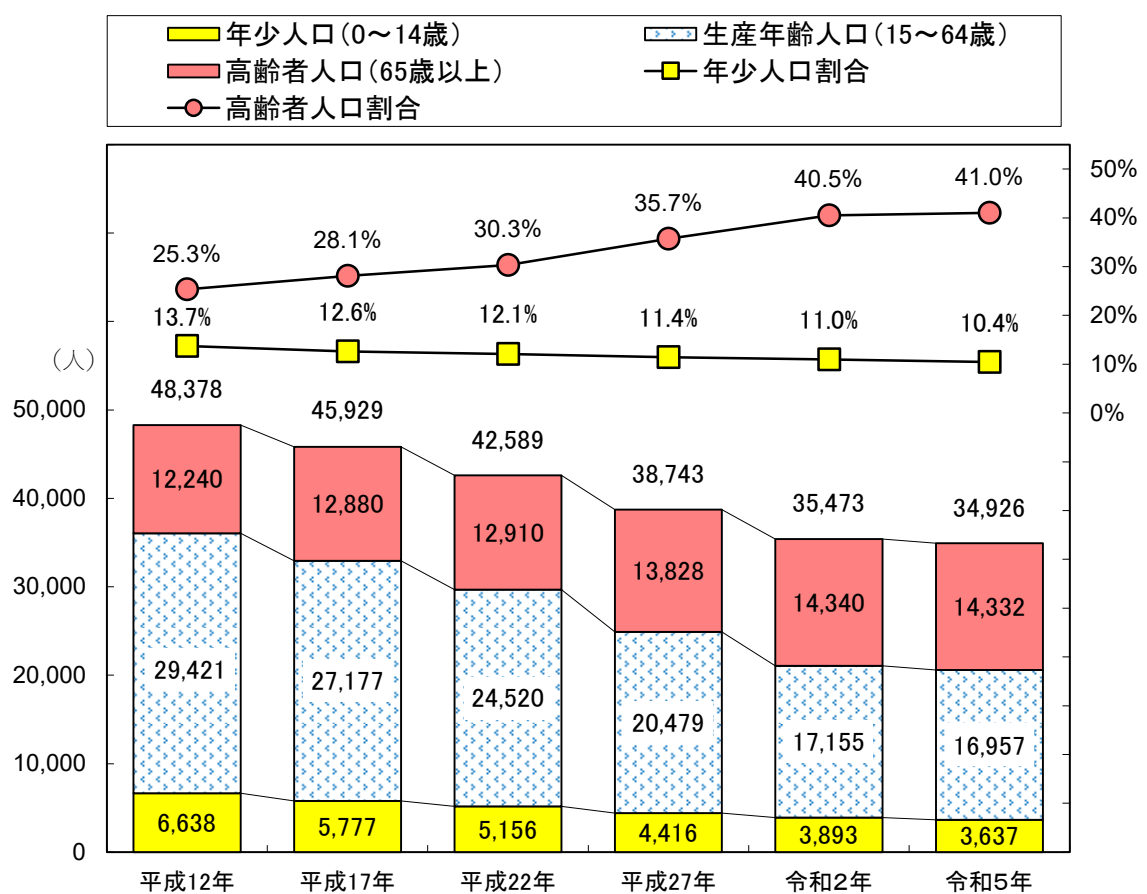
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

平成12年以降の人口の推移を見ると、総人口は一貫して減少傾向にあります。

年齢3区分別に見ると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少の一途をたどっているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は令和2年までは増加し続けていたことから、少子高齢化が着実に進行しています。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



(各年10月1日現在、令和5年のみ12月31日現在)
※総人口には年齢不詳を含む。

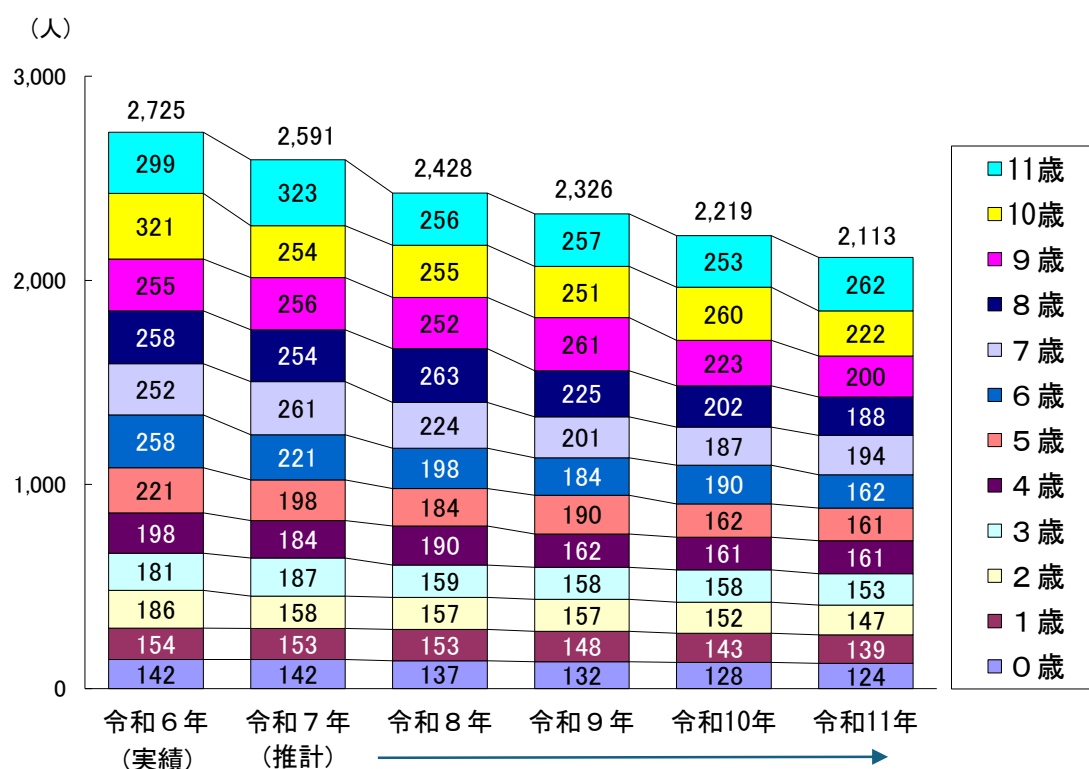
資料：国勢調査（令和5年は住民基本台帳）

③ 本計画期間中における11歳以下の児童人口の推計

令和2～6年の住民基本台帳の男女別各歳人口データに基づき、コーホート変化率法によって本市の人口推計を行いました。

そのうちの11歳以下の児童人口の推計結果は以下のとおりで、令和6年実績で2,725人であったのが、5年後の令和11年には2,113人となる見込みで、612人(22.5%)の減少となっています。

■ 11歳以下の児童の各歳別人口推計結果

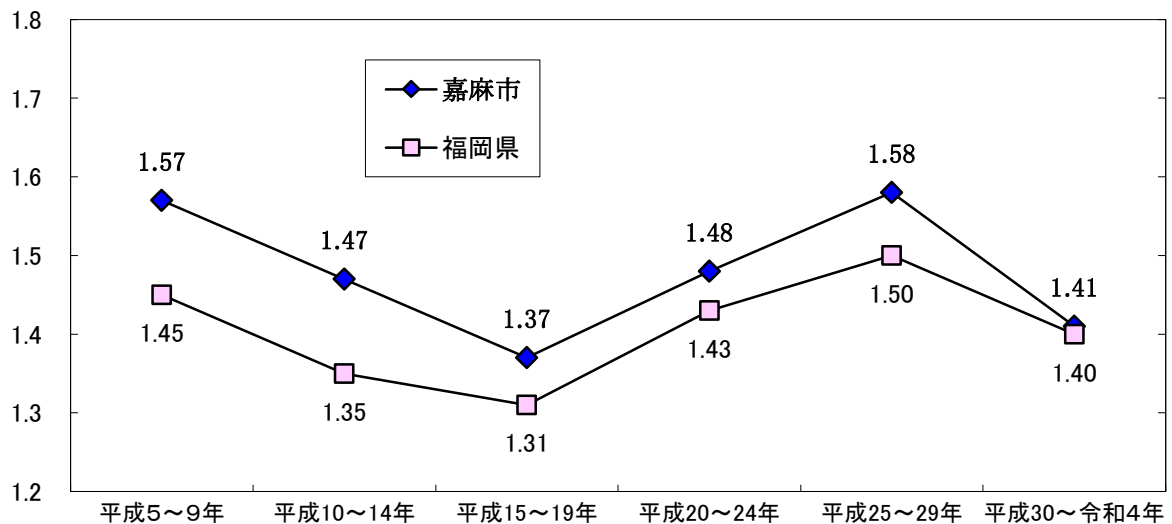


④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

本市の合計特殊出生率は、平成15～19年の1.37まで低下を続け、その後は平成25～29年の1.58まで上昇が見られたものの、平成30～令和4年には再び1.41まで低下しています。また、平成25～29年までは県平均よりも高い傾向にありましたが、平成30～令和4年には県平均に近い数値となっており、人口置換水準(人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準)である2.07を大きく下回って推移しています。

■ 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



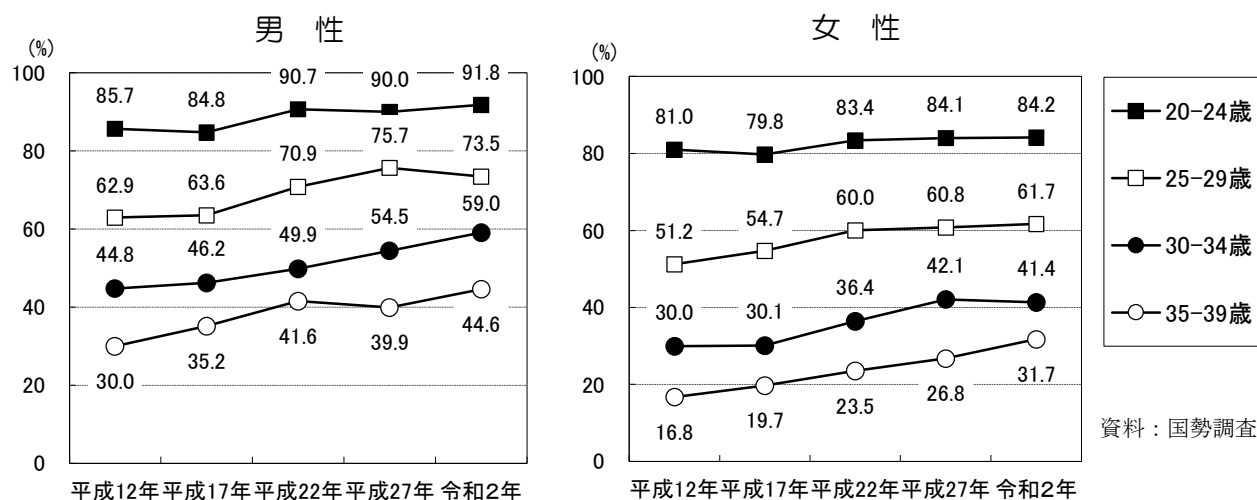
※注) 平成5～9年、平成10～14年は嘉穂保健所管内の数値

資料：人口動態保健所・市区町村別統計の概況（人口動態統計特殊報告）

(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、平成27年から令和2年にかけて男性の25～29歳、女性の30～34歳の未婚率はやや低下していますが、その他の年齢階層では上昇傾向が続いており、依然として晩婚化・非婚化の傾向が続いていることがうかがえます。

■未婚率の推移



2 世帯数の推移

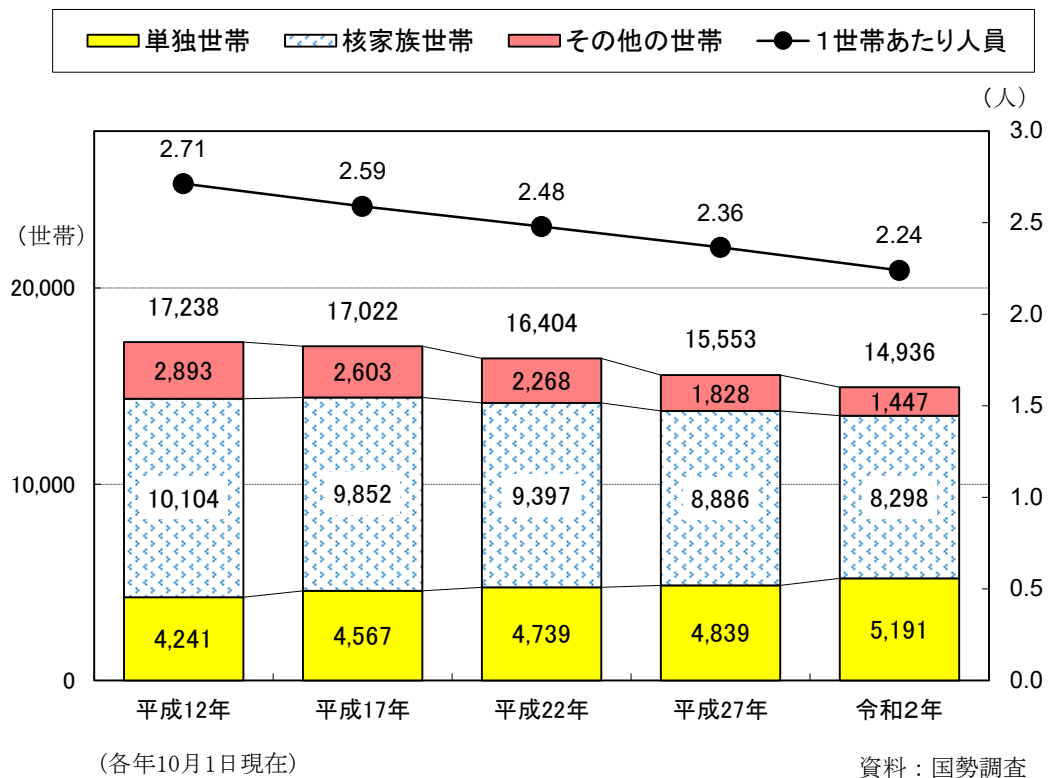
平成12年から令和2年までの20年間の一般世帯数(総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの)の推移は下図のとおりで、一貫して減少傾向が続いています。

単独世帯の増加は続いています。核家族世帯や三世代家族等その他の世帯は減少が続いています。

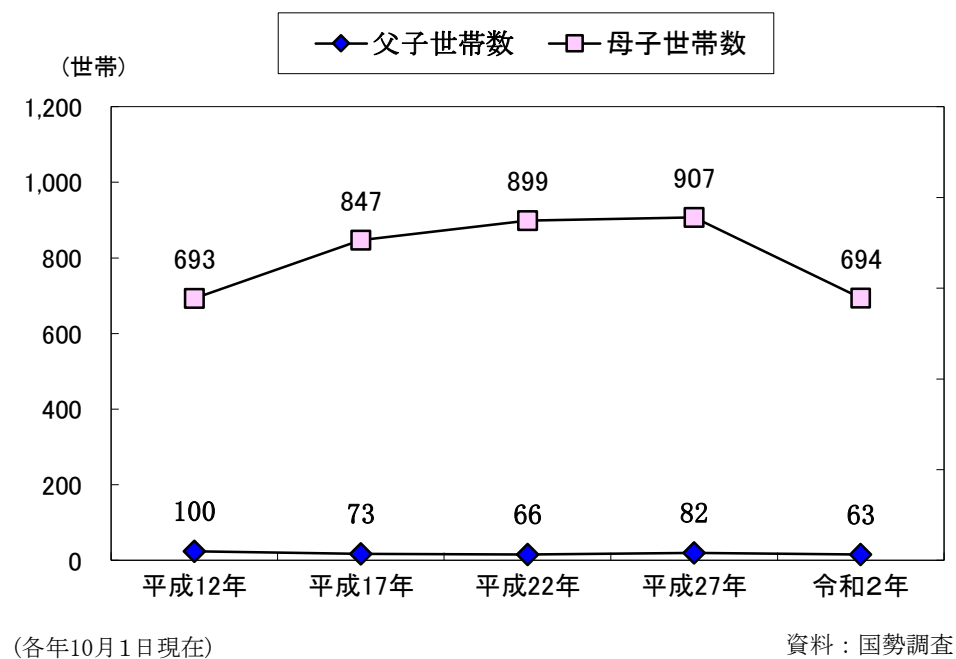
また、単独世帯の増加、三世代家族等その他の世帯の減少により、1世帯あたりの人員数も減少が続いており、令和2年は2.24人となっています。

なお、平成27年まで増加傾向にあった母子世帯数は、平成27年から令和2年にかけてやや減少に転じており、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあります(次ページ、母子・父子世帯数の推移参照)。

■一般世帯数の推移



■母子・父子世帯数の推移



3 就労環境

(1) 女性の年齢階層別就労状況

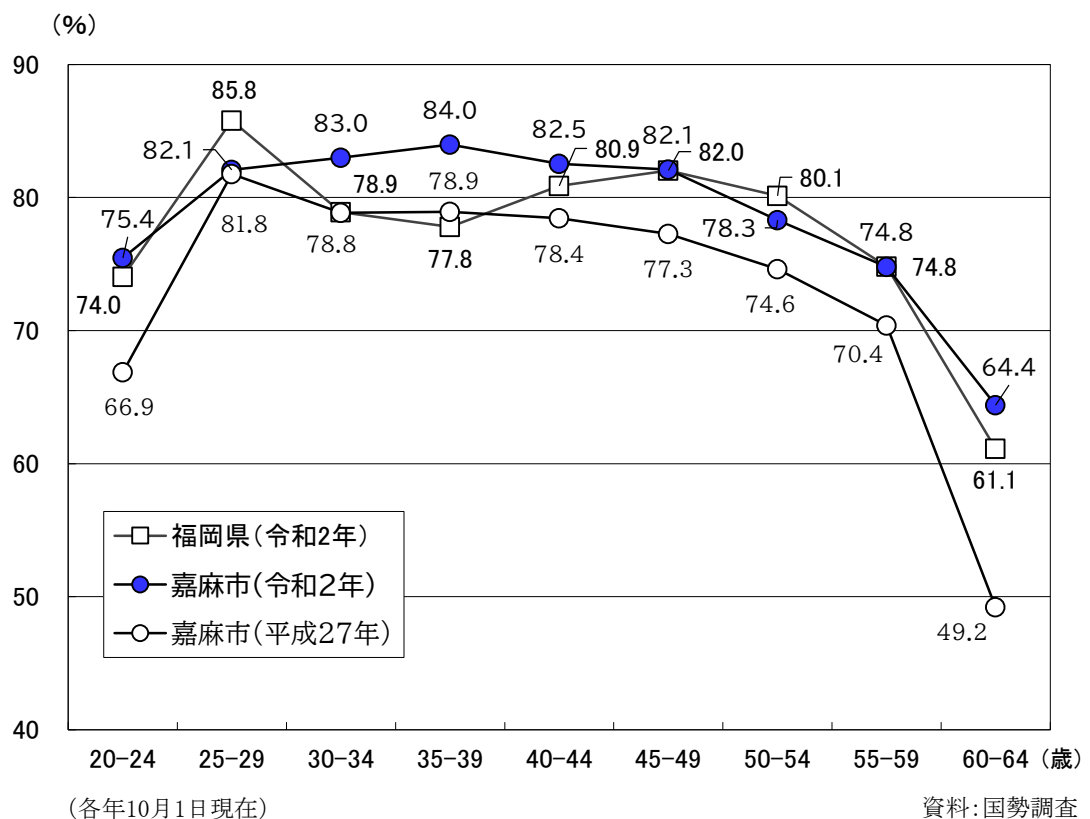
我が国の女性の労働力率※を年齢階層別にグラフ化すると、下の県のグラフに見られるようないわゆる「M字カーブ」を描くのが一般的です。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

本市においても平成27年まではなだらかなM字カーブが見られましたが、令和2年においては完全にM字カーブが解消しています。

働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる状況はそれ自体望ましいことですが、一方で、子育てに伴う経済的な負担の大きさが働かざるを得ない状況を生み出し、それが高い労働力率につながっている可能性も考えられます。

※労働力率：人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■女性の年齢階層別労働力率の推移と県との比較

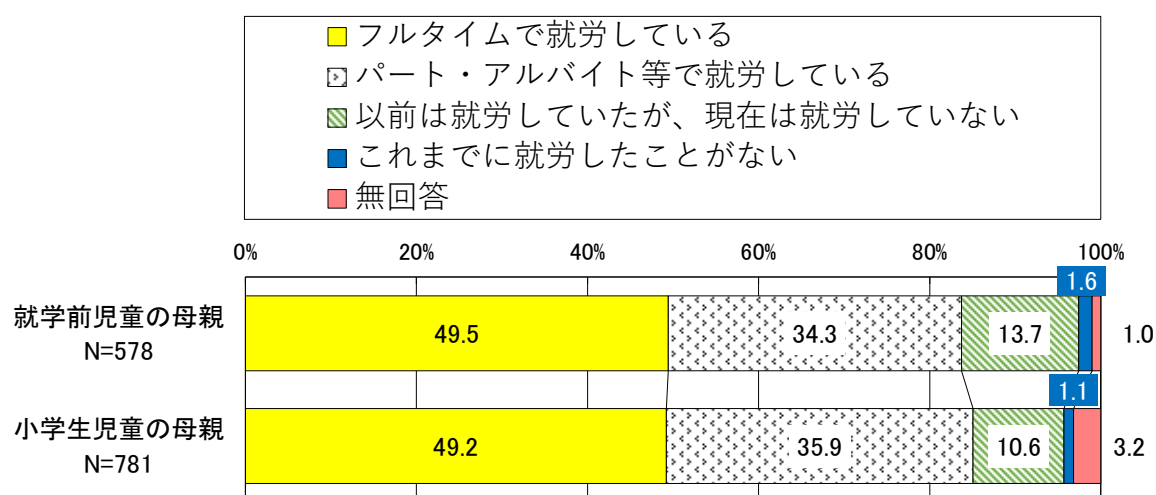


(2) 母親の就労状況

子育てに関するアンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で83.8%、小学生児童の母親で85.1%の人が働いており、母親が就労している割合は高くなっています。

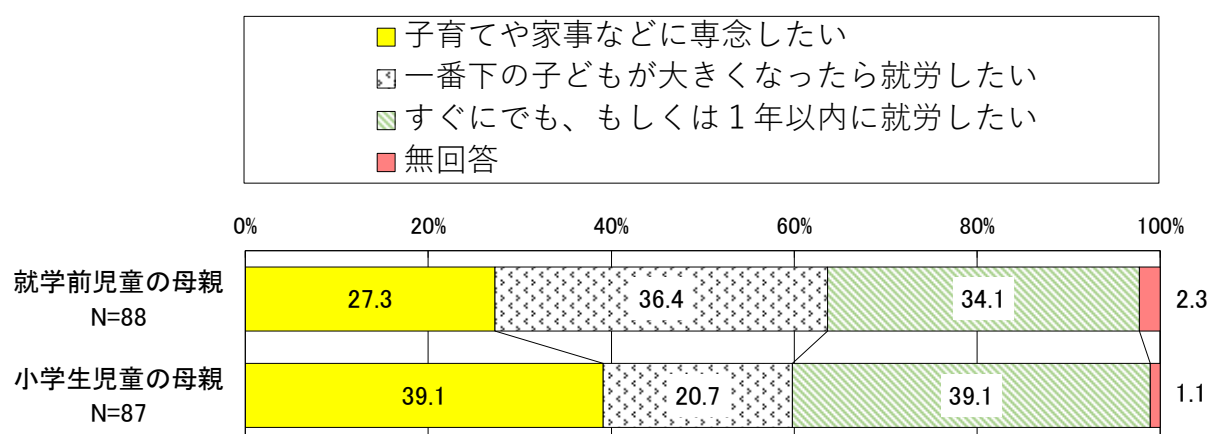
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」又は「一番下のこどもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

■母親の就労状況



資料：子育てに関するアンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望



資料：子育てに関するアンケート調査結果

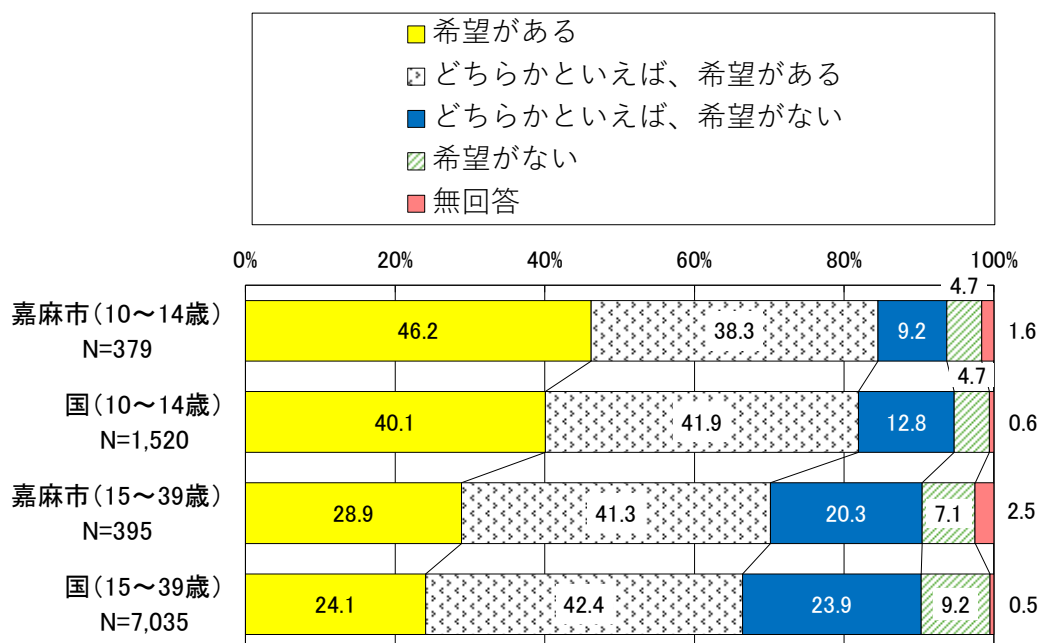
4 アンケート調査結果に見るこどもと子育て家庭の現状

(1) 将来についての明るい希望の有無

自分の将来について明るい「希望がある」「どちらかといえば、希望がある」と回答したこども・若者の割合は、10～14歳で84.5%、15～39歳で70.2%となっており、いずれも国の調査結果より高い割合となっています。

しかし、15～39歳の若者のうち27.4%が、「希望がない」「どちらかといえば、希望がない」と回答しており、こどもまんなか社会の実現を目指す本計画ではこの割合を減らしていくことが求められます。

■自分の将来について明るい希望を持っているか



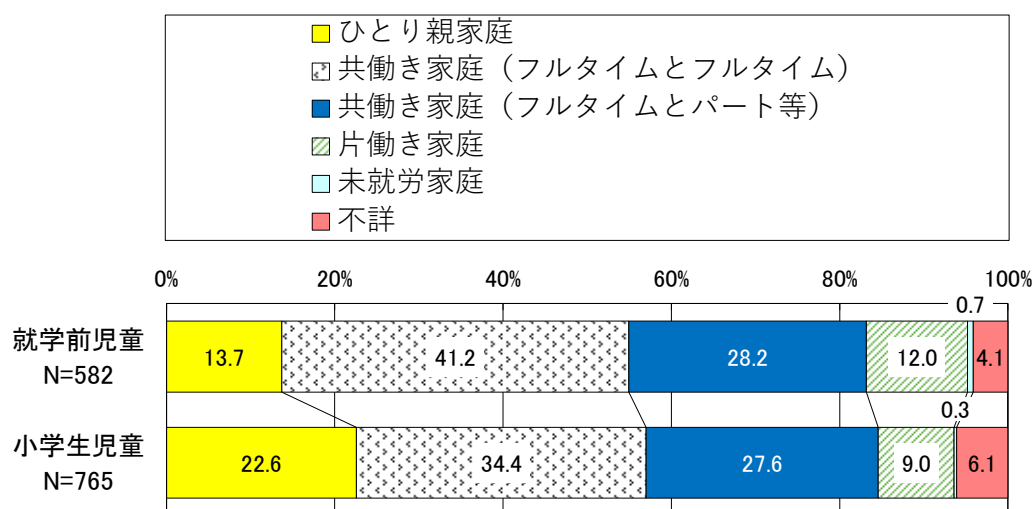
資料：子ども・若者の意識と生活に関する調査結果

(2) 保護者の就労状況

子育てに関するアンケート調査結果から保護者の就労状況を見ると、就学前、小学生ともに「共働き家庭」が多く、「片働き家庭」は就学前で12.0%、小学生で9.0%となっています。

また、「ひとり親家庭」は就学前で13.7%、小学生で22.6%と高い割合となっています。

■保護者の就労状況

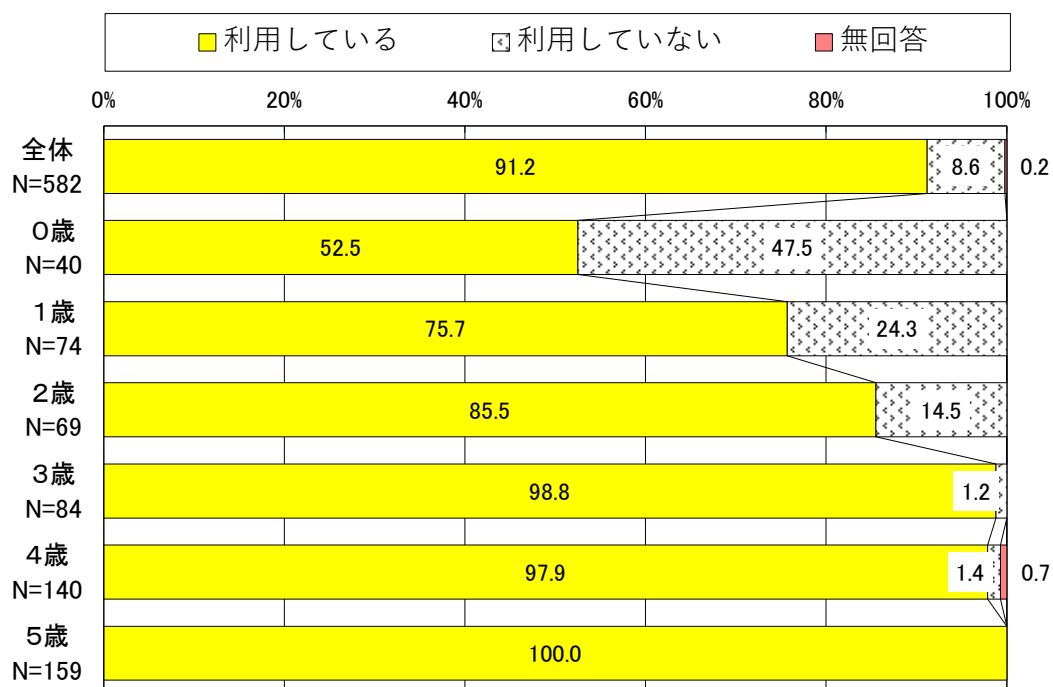


資料：子育てに関するアンケート調査結果

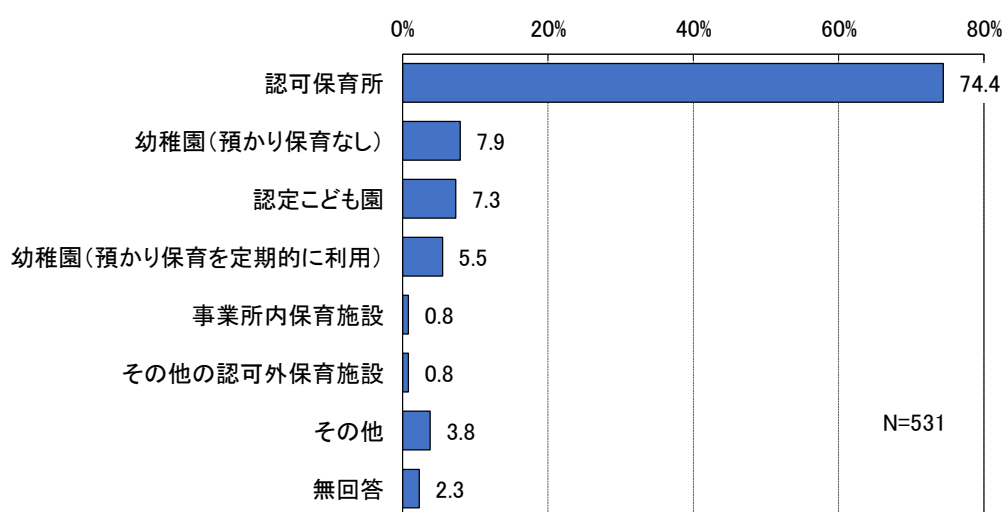
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

子育てに関するアンケート調査結果から、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、こどもの年齢が上がるにつれて利用割合も上昇し、3歳以上ではほとんどのこどもが何らかの教育・保育事業を利用していることがわかります。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（こどもの年齢別）



■現在利用している教育・保育事業



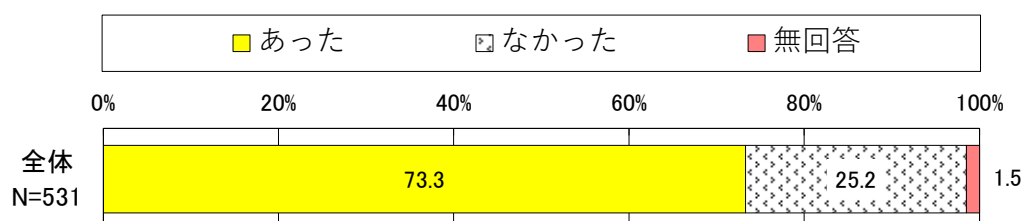
資料：子育てに関するアンケート調査結果

(4) こどもが病気の際の対応

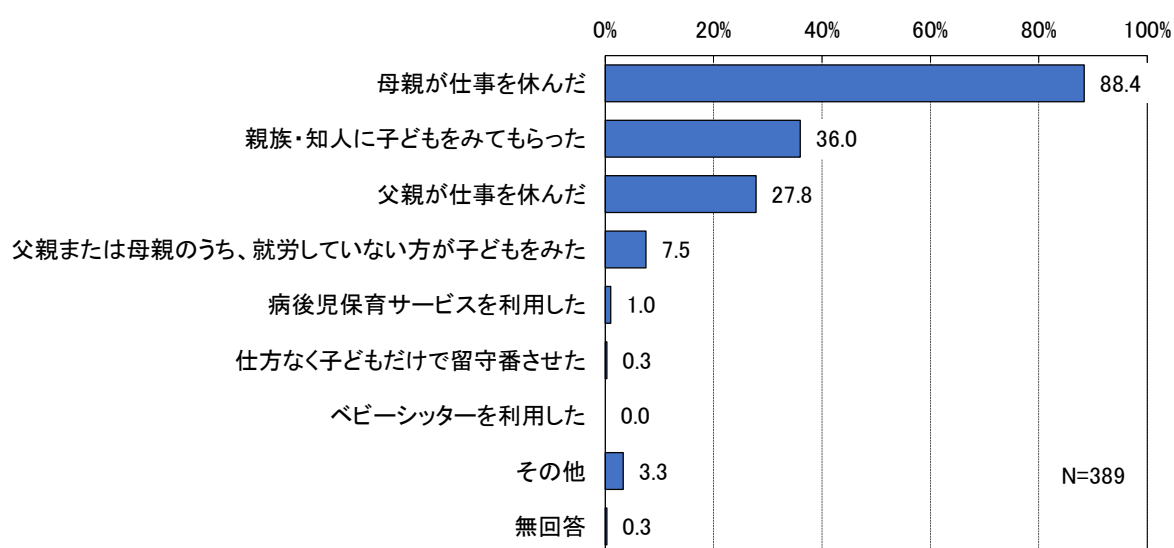
こどもの病気やけがで教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」と回答した人は73.3%で、その時の対処方法としては、「母親が休んだ」が88.4%と最も多くなっています。

また、母親または父親が休んだ人のうち、できれば病児・病後児保育の両方、またはいずれかを利用したいと回答した人は37.2%となっています。

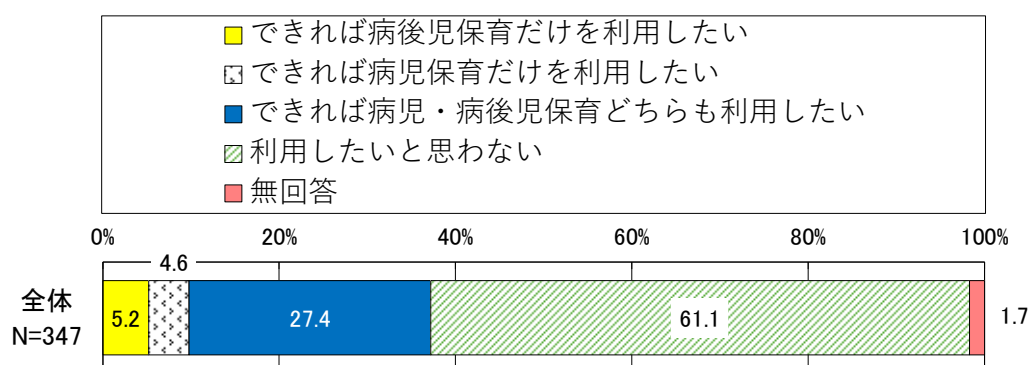
■こどもの病気等で教育・保育事業が利用できなかった経験



■その時の対処方法



■病児・病後児保育の利用意向

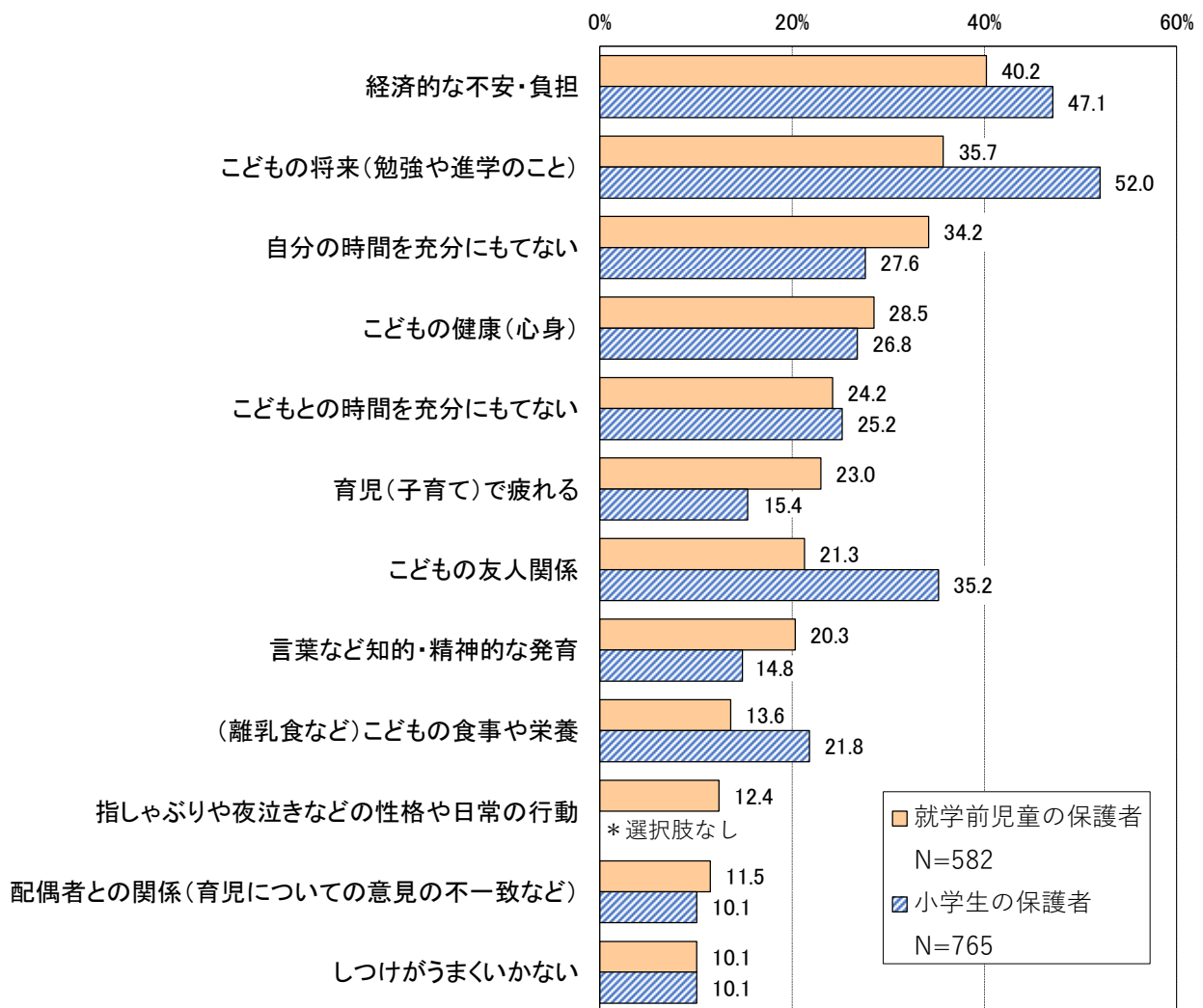


資料：子育てに関するアンケート調査結果

(5) 子育てに関する悩みや不安

子育てに関する悩みとして回答割合が高かった上位3項目は、就学前児童の保護者では、「経済的な不安・負担」(40.2%)、「こどもの将来(勉強や進学のこと)」(35.7%)、「自分の時間を充分にもてない」(34.2%)、小学生児童の保護者では、「こどもの将来(勉強や進学のこと)」(52.0%)、「経済的な不安・負担」(47.1%)、「こどもの友人関係」(35.2%)となっています。

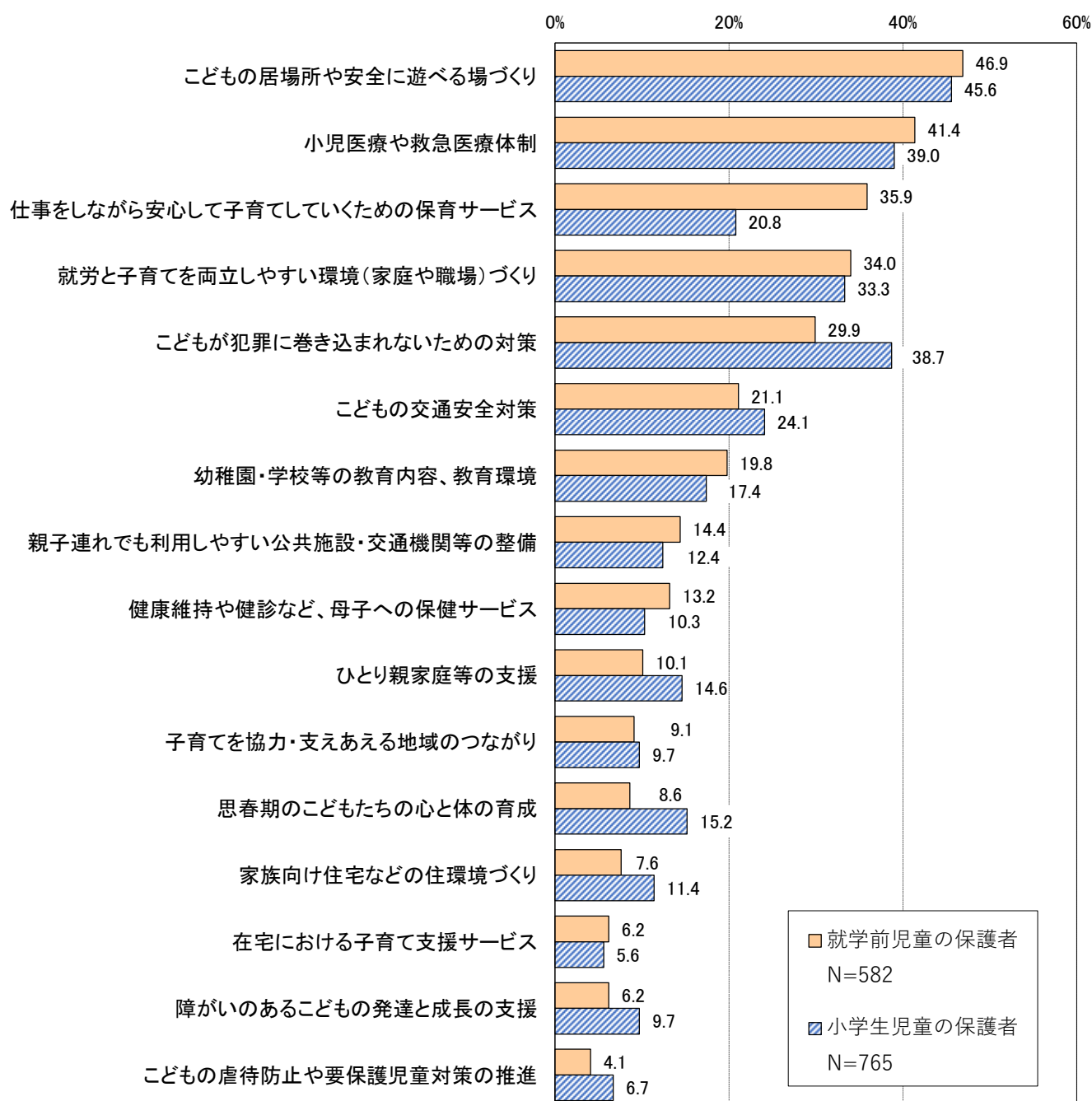
■子育てに関する悩みや不安



資料：子育てに関するアンケート調査結果

- (6) 安心して子育てができ、こどもがのびのびと育つために充実してほしいこと
- 安心して子育てができ、こどもがのびのびと育つために、充実してほしいこととしては、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに、「こどもの居場所や安全に遊べる場づくり」が最も多く、次いで「小児医療や救急医療体制」がそれに続いています。また、就学前児童の保護者の3番目には「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」、小学校児童の保護者の3番目には「こどもが犯罪に巻き込まれないための対策」があがっています。

■安心して子育てができ、こどもがのびのびと育つために充実してほしいこと



資料：子育てに関するアンケート調査結果

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは家庭の希望であると共に、社会の希望であり、嘉麻市の未来をつくる存在です。そして、こどもたちの明るい未来は、こどもたちの健やかな育ちがあつてのことです。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しこどもたちを育てることが、家庭、地域、嘉麻市の明るい未来にも繋がります。

前計画では、計画の連続性並びに整合性の維持という観点から、それまでの次世代育成支援対策行動計画の基本理念を引き継ぎ、「こどもが輝き 安心して子育てできるまち 嘉麻」を基本理念として掲げていました。

本計画では、すべてのこどもが等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども大綱を踏まえ、「すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮らせるまち 嘉麻」を新しい基本理念として、こども・若者施策の総合的な推進を図ります。

すべてのこどもが夢を持ち、
生涯しあわせに暮らせるまち 嘉麻

2 基本目標

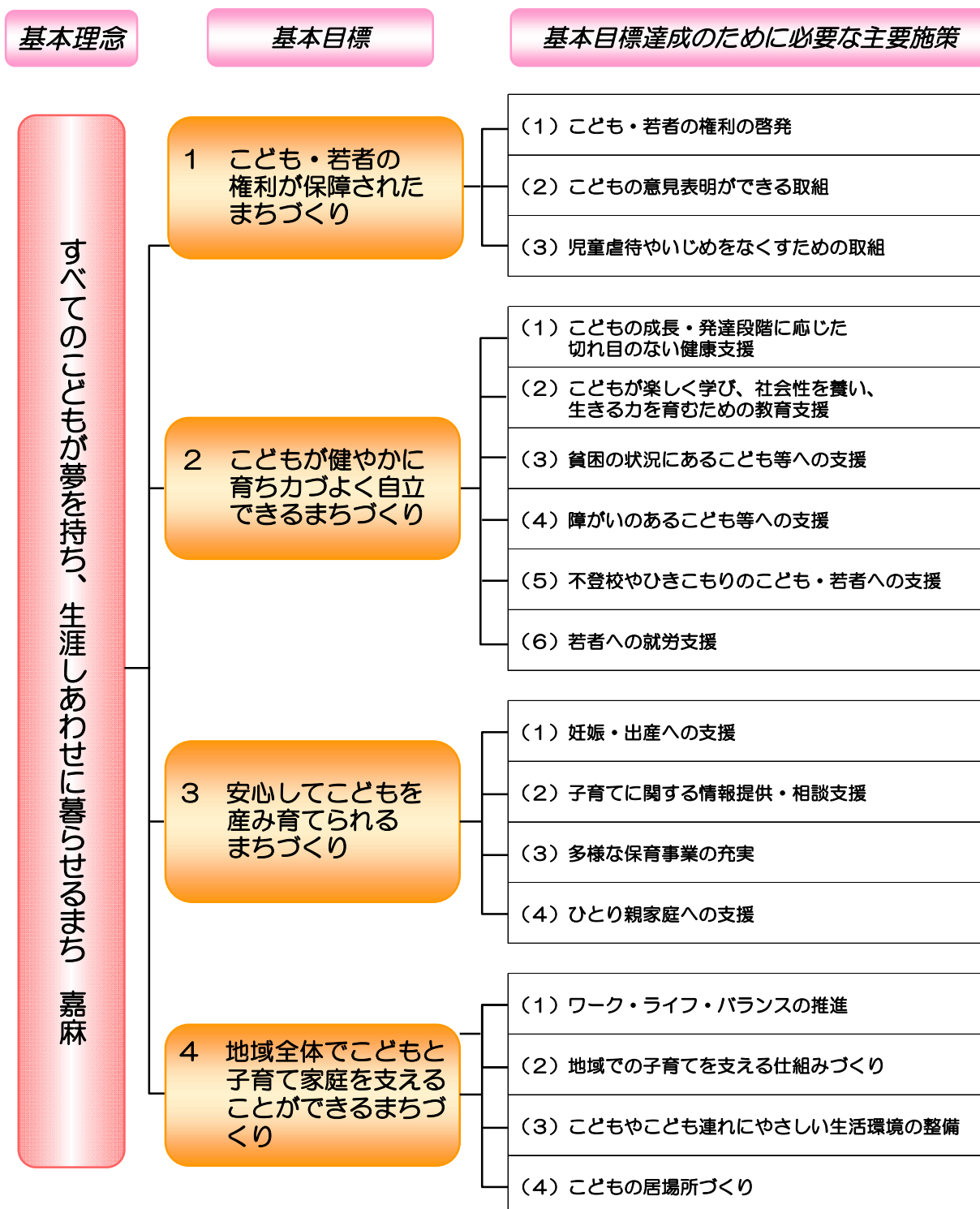
上記基本理念を実現するため、市と市民がめざすまちの姿を、①こどもの権利、②こども、③子育て家庭、④地域社会という4つの視点から、下記の4つの基本目標を掲げ、各種施策の推進を図ります。

- 1 こども・若者の権利が保障されたまちづくり
- 2 こどもが健やかに育ち力づくよく自立できるまちづくり
- 3 安心してこどもを産み育てられるまちづくり
- 4 地域全体でこどもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

3 施策体系

本計画では、4つの基本目標ごとに、その達成のために必要な主要施策を整理し、以下のとおり、施策の体系としました。

■施策の体系



第 4 章

基本目標ごとの施策の展開

1 こども・若者の権利が保障されたまちづくり

(1) こども・若者の権利の啓発

現状と課題

我が国が「児童の権利に関する条約」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を擁護することが合意されてから30年が経過しました。こども基本法においても、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指すことを目的と定めています。

近年、児童虐待やいじめの増加を背景に、「こどもの人権」という言葉を耳にする機会は増えてきましたが、未だその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することが必要です。

今後の取組

1 児童の権利に関する条約等の普及啓発

こどもの健全な成長を保障するためには、こどもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることの周知を図ります。

2 人権教育・啓発の充実

こどもの発達段階に応じ、人権の意義・内容について理解を深めるとともに、適正な人権感覚を育成し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるように努めます。

また、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる人をはじめとする大人を対象に、人権啓発活動を推進します。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
啓発・広報事業	子育て支援課 人権・同和対策課	
人権・同和教育推進事業	学校教育課・生涯学習課	
男女共同参画教育の推進	こども育成課 学校教育課・生涯学習課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(2) こどもの意見表明ができる取組

現状と課題

すべてのこどもは生まれながらに権利の主体です。自由に意見表明し、反映される権利が保障されなくてはなりません。こども基本法では、こども施策に対するこども等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。本市では、高校生議会を行い、若者の意見を聞く機会を設けていますが、こども・若者の意見を表明する機会としては不十分な状況です。

今後は、こども家庭庁が取り組んでいる、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、本市においても、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、市政に反映できる仕組みづくりを行う必要があります。

今後の取組

1 こどもの意見表明・参加に関する仕組みづくり

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、市政運営におけるこども・若者の意見表明・参加の仕組みづくりを行います。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
高校生議会	議会事務局	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(3) 児童虐待やいじめをなくすための取組

現状と課題

本市では、「嘉麻市児童虐待防止マニュアル」を作成するとともに、市内の学校や保育園・幼稚園などへ配布し早期発見に努めています。また、住民に対しても、児童虐待に関する通告義務などを定めた**児童虐待の防止等に関する法律**(以下「児童虐待防止法」という。)の趣旨を理解してもらいながら、地域全体で虐待の未然防止を図るべく、意識啓発や情報提供体制の整備に**取り組んでいます**。また、要保護児童対策地域協議会を通して、児童相談所、学校、幼稚園、保育園、**医療機関、社会福祉協議会**、保健福祉環境事務所、警察、民生委員・児童委員等との情報共有と連携を図り、児童虐待防止に努めています。

引き続き虐待の発生予防・早期発見・早期対応・再発防止のためのさらなる**取組**が必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

一方、いじめの認知件数は、本市では増加傾向にあります。これは、教育現場において、児童生徒一人ひとりの日々の様子を注視し、いじめの早期発見・早期対応に努めている結果であり、このことが重大事態の未然防止につながっています。

引き続き、家庭や学校において、いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、こどもたちがいつでも、気軽に相談できる場所の確保が必要です。

今後の取組

1 児童虐待防止対策の強化

本市では、母子手帳交付を予約制にし、妊婦一人ひとりの健康状態や家庭状況をアセスメントし、伴走型支援に努めています。今後も、産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの事業を通じて、産後の母の心身の状態や養育環境の状況、育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。

また、嘉麻市こども家庭センター かま・suku(以下「こども家庭センター」という。)において、母子保健と児童福祉の連携を強化し、子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し支援に繋げていく必要があります。そのために、要保護児童対策地域協議会を構成する、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関とのネットワークの強化を図り、支援を必要とする家庭に対し適切なサービスに繋げていきます。

2 いじめの解消

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるよう、いじめの未然防止教育を実践するとともに、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を教職員全員が持ち、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめ問題の早期発見、早期対応を図ります。

また、いじめが判明した場合、人権に十分配慮しつつ、正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた組織的な取組を進め、適切な対応によっていじめの解消を図ります。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
子育て短期支援事業	子育て支援課	
養育支援訪問・相談事業	子育て支援課	
要保護児童対策地域協議会運営事業	子育て支援課	再掲 p ○
産後ケア事業	子育て支援課	再掲 PO
いじめ問題対策推進事業	学校教育課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

2 こどもが健やかに育ち力づく自立できるまちづくり

(1) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援

現状と課題

本市における母子保健事業においては、こども家庭センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築しています。母子手帳交付時に個別に面談を行い、妊婦の健康状態や家庭環境の聞き取りを行うとともに、栄養指導を行い、妊娠期からの支援を開始し、子育て期の乳幼児健診や育児相談など、顔の見える関係で継続的に寄り添った支援を行っています。

また、学童期には、学校保健安全法に基づく、健康診断を実施するとともに、児童生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食の提供と給食を通じた食育を推進しています。

さらに、思春期はこどもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代のこどもを生み育てる準備期間としても非常に重要な時期です。本市でも、学校教育等の中で、生命を大切にする教育やこどもの発達段階に応じた性教育等が行われており、こどもたちが健やかに思春期をおくるために、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図る必要があります。

また、若者に対しては、健診を受ける機会がない20歳から39歳を対象に、若年健診を実施しています。健康意識の向上と健診の受診率向上のため、対象者の一部の年代や受診歴がある方に個別通知を行っています。また、健診結果において生活改善や医療機関の受診が必要と認められる方に対して保健指導を行い、生活習慣病の早期発見とともに、健康意識の向上を図っています。食生活上の課題(朝食欠食、野菜摂取量の不足等)については、健診会場を活用した試食(グラノーラー、スムージー)の提供とともに栄養士が指導を行うことで、朝食と野菜の摂取について行動変容の動機づけを行っています。

現代社会においては、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。特に、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校やストレスによる摂食障害など、様々な心の問題がクローズアップされています。不登校児は、義務教育終了後、かわりが中断し、ひきこもりに移行する可能性もあるため、関係機関と連携し継続した支援が必要です。

今後の取組

1 母子保健事業の充実

- ・ 妊娠期から子育て期において母とこどもの心と体の健康を守るために、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診、育児相談を実施するとともに、出産後の母の心身の負担軽減のための産後ケアの充実を図ります。
- ・ 乳幼児健診では、乳幼児の成長、発達の状態を明らかにし、疾病などの早期発見・早期対応に努めます。また、保護者の心身の状態や養育環境の把握を行い、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要時に関係機関との連携を図ることで母子の健康の保持・増進に努めます。
- ・ 各種教室、健康診査、フッ素塗布時においてむし歯予防意識の向上や食生活の改善等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

2 学童期から思春期における保健・健康教育

- ・ 学校保健安全法に基づき、各学校において、児童生徒の健康診断の実施など、学校保健、学校安全に関する年間計画を作成し適切に実施していきます。
- ・ こどもの発達段階に応じ、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身に付けさせ、中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、望まない妊娠を防ぐための避妊教育や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。
- ・ 生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、児童生徒を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習の機会を確保するよう努めます。
- ・ こどもの心身の健全な成長を支える食生活について「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活習慣の習得や給食を通して子ども自身が健康のための食事について考える「食育」を推進します。

3 若者の保健、健康教育

- ・ 若い世代から健診への意識を高めるため、若年健診を実施し、周知・啓発を継続するとともに、健診結果において生活改善や医療機関の受診が必要と認められる方に対して、保健指導を行い、行動変容につなぐ支援を継続します。
- ・ 若年者の受診が比較的多い健診会場を活用するなどして、食生活に係る行動変容の動機づけとなるような取組を継続します。

- ・ 市内就学前施設と連携・協力をし、こどもに人気のレシピを広く周知することで、子育て世代の保護者や若年層へ食育情報を発信します。
- ・ 市内小学校との連携・協力のもと、「嘉麻市の子どもたちに知ってほしい、たばこの煙の害」をテーマに、受動喫煙防止普及啓発のための取り組みを行います。
- ・ 将来的な糖尿病発症リスクがある、妊娠糖尿病履歴がある方に対しては、若年健診について個別通知を行い、糖尿病の発症予防を目標とした保健指導を行うことで、行動変容につなぐ支援を行います。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課	
乳幼児健診事業	子育て支援課	
育児相談事業（10ヶ月児相談）	子育て支援課	
巡回相談事業	子育て支援課	
離乳食教室事業	子育て支援課	
予防接種事業	子育て支援課	
子ども医療費支給制度	市民課	
健康増進事業（若年健診）	健康課	
子どもと若年世代の食習慣改善事業	健康課	
養育医療受給資格認定事業	子育て支援課	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	子育て支援課	
学校保健事業	学校教育課	
受動喫煙防止普及啓発事業	健康課	
小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業	健康課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(2) こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援

現状と課題

これからの社会を生きるこどもたちには、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが大切であり、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。本市では、「ふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり」を基本方針として、これまでも様々な教育施策に取り組んできました。

学童期のこどもが健やかに育つためには、生活の大半を過ごす学校生活の充実が必要です。そのためには、児童生徒一人ひとりの状況や教育ニーズに応じた適切な指導や支援を行う必要があります。本市では、平成23年度から1学級を30人以下とする少人数指導の実施により、個に応じたきめ細かな指導を通して学力の向上に努めてきました。また、学校以外の学習環境が整っていない状況を踏まえ、学習ボランティアを活用した嘉麻市土曜未来塾を行い、児童生徒の学力向上を図っています。

さらに、こどもたちが自ら将来の夢や憧れをもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくことができるように、発達段階に応じて将来の社会人としての基礎づくりを支援しています。また、子どもたちに社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を身に付けさせ、自立した社会人の育成を図ります。

また、昨今、こどもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題等が、全国的に深刻な問題となっています。本市では、このようなこどもを取り巻く問題を解決するために、脳科学、認知科学などに基づいた「荒木式コオーディネーショントレーニング」を行うことで、こども達の脳を活性化し、体力・運動能力の発達だけでなく知的能力の発達、情緒的な安定や創造性豊かな人格の形成を図る「プロジェクトK」を推進しています。これは、学校だけでなく、新生児・乳幼児期から高齢期まであらゆる世代、さらには障がい者(児)に至るまで、コオーディネーショントレーニングの普及を図っています。

また、近年、ゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響によりこどもの生活環境が変化し、こどもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。しかし、読書は言葉を学び、表現力を高めるだけでなく、感性や創造力を豊かにすることにも寄与します。図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場でこどもの読書活動を推進する必要があります。

今後の取組

1 教育内容の充実

少人数指導による個に応じたきめ細かな指導や地域連携による補習学習事業、さらには9年間を見通した教育課程の編成と実施など小中一貫教育への取組等を通して、こどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ります。

また、国際感覚を身に付けさせるための英語教育や、児童生徒の発達段階に応じた情報教育とそのためのICT環境の整備など、社会の変化に対応できる教育の充実を図ります。

さらに、対応すべき教育課題の変化に対応できるよう、嘉麻市教育研究所を中心に、教職員に対する研修に取り組みます。

2 キャリア教育の推進

児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢をはぐくむとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、事業所及び行政機関の連携・協力のもとに、発達段階に応じた職場見学や職場体験活動など、キャリア教育を推進します。

3 郷土を愛するこどもの育成

ふるさと嘉麻を胸に志を持ち、社会に羽ばたくこどもたちを育成するために、地域の「ひと・もの・こと」を活用した「ふるさと学習」を各学校で行います。地域の教育資源や人材を活用することにより、嘉麻市のよさに気づき、地域や社会に積極的に関わるこどもの育成を目指します。

4 読書活動の推進

4カ月児健診に併せて赤ちゃんに絵本をプレゼントするブックスタート事業では、こどもと絵本との出会いを支援するなど、こどもの発達段階に応じた読書環境の充実を図るとともに、市立図書館と学校図書館等との連携を深め、学齢期のこどもたちの読書習慣の定着に努めます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
少人数指導推進事業	学校教育課	
学力検証事業	学校教育課	
学力向上サポート事業（土曜未来塾を含む）	学校教育課	
キャリア教育の推進事業	学校教育課	
青少年体験活動推進事業	生涯学習課	
読書活動推進事業	生涯学習課	
プロジェクトK 推進事業	スポーツ推進課	
郷土の歴史文化を伝える事業	生涯学習課	
美術教育普及事業	生涯学習課	
放課後児童健全育成事業	こども育成課	
郷土を愛する子どもの育成事業	学校教育課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(3) 貧困の状況にあるこども等への支援

現状と課題

「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」では、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すことを目的として、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが求められています。

令和5年度に実施した嘉麻市こどもの生活状況調査結果によれば、本市の子育て世帯の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は216.5万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯の割合)は10.9%となっています。また、ひとり親世帯ではこの割合が29.5%に増加します。さらに、調査結果を見ると、世帯の経済状況や生活状況がこどもの生活面や学習面等に少なからず影響を及ぼしていることもうかがわれ、こどものその後の人生に影響を及ぼすことが懸念されます。

こどもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもの成育環境を整備するとともに、学習の機会が失われることがないよう、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進する必要があります。

なお、近年、こどもの貧困の分野では、ヤングケアラー(家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者)の増加が問題となっています。嘉麻市こどもの生活状況調査結果によると、ヤングケアラーという言葉の「内容も知っている」と回答した人は、保護者で56.4%、小学生で5.6%、中学生で17.2%となっており、認知度の低さが目立ちます。また、こどもがヤングケアラーに「あてはまる」と回答した保護者は2.9%、自らがヤングケアラーに「あてはまる」と回答したこどもは、小学生で4.7%、中学生で1.5%でした。本市では、「ヤングケアラー」の認知度が低いことが課題であり、子どもや保護者、地域住民に対して周知が必要です。また、その実態が把握できておらず、今後、その把握方法を検討し、実態把握に努めるとともに、支援が必要なこどもに対する支援が行き届くよう努める必要があります。

今後の取組

1 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、経済格差による教育格差をなくすことが重要です。本市では、誰もが、無料で参加できる「土曜未来塾」、地域ボランティアによる学習指導や体験活動などがあります。今後も引き続き、学校などを通じて、「土曜未来塾」などの参加を促進し、学力の保障に努めます。

また、教育に係る経済的な負担を軽減するために、こども家庭センターが相談の拠点として、学校やスクールソーシャルワーカーと情報を共有し、連携して必要な制度の周知を図ります。

2 地域での支援

貧困の状況にある世帯の保護者及びこどもたちが地域において孤立することなく生活できるように、地域での民生委員・児童委員などによる見守りや社会福祉協議会など、各種相談窓口の周知などを行います。

また、家庭児童相談員などによる家庭訪問を行い、家庭の状況を把握し、ライフステージに合わせた支援に繋げていきます。

3 保護者に対する就労の支援

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要です。就労の機会を確保するために保護者に対して、就労支援員の活用により、迅速な求職活動等、必要な指導援助を行うとともに、ハローワークとの連携により、就労プログラム参加者の就労促進を図ります。

また、就労の機会を得る可能性を拡大するための職業訓練などに繋げるなど就労の支援を行います。

4 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて世帯の生活の基盤を下支えしていくなどの経済的な支援は重要であることから、各制度に基づくこれらの支援に繋げ経済的負担の軽減を図ります。

5 ヤングケアラーの啓発と支援

本市は、「ヤングケアラー」の認知度が低いため、こどもや保護者、教職員や地域住民に対して、啓発活動を行います。また、学校等との情報共有に努め、本来大人が担うと想定されている家事・育児・介護等を日常的に行っているヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等と連携し、支援の充実を図ります。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
母子栄養強化事業	子育て支援課	
助産施設等入所費助成事業	子育て支援課	
就学援助事業	学校教育課	
通学等補助金事業	交通政策課	
奨学金事業	教育総務課	
学習支援事業	人権・同和対策課	
民生委員・児童委員事業	社会福祉課	
生活困窮者自立支援事業	生活支援課	
生活保護制度 (生活扶助、教育扶助、生業扶助など)	生活支援課	
生活保護制度(就労自立給付金)	生活支援課	
生活保護制度(進学・就労準備給付金)	生活支援課	
就労準備支援事業	人権・同和対策課	
家庭相談支援事業	子育て支援課	
養育支援訪問・相談事業	子育て支援課	
児童手当	こども育成課	
若年者専修学校等技能習得資金貸付事	人権・同和対策課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(4) 障がいのある子ども等への支援

現状と課題

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えている状況が見受けられます。そのため、障がい児及びその家族に対する支援について、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。そのため、市内に児童発達支援センターの設置や障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進が求められます。

本市では、乳幼児健診で育児相談、栄養相談、作業療法士による運動発達相談や臨床心理士による心理相談などを行い、疾病や発達の遅れなど早期発見・早期対応に努めています。

また、市内の保育所(園)・幼稚園・**認定子ども園**を巡回訪問し、発達が気になる幼児を早期に発見をするなど、乳幼児の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減に努めています。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの療育については、こども家庭センターで、保護者の相談を行い、ことば、運動及び心理の個別訓練事業を実施し、必要に応じて地域の児童発達支援事業所などへ繋ぎ、保護者の不安や負担の軽減に努めています。しかし、痰の吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しての支援は、十分といえない状況です。

インクルーシブ教育の推進にあたっては、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小・中・義務教育学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

本市では、障がいのある子どもの教育に関し、随時、就学相談などに応じ、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう本人及び保護者の意思を尊重した上で就学先を総合的に判断し、教育的ニーズと必要な支援について検討を行っています。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続するなど、その子の成長にとって望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

今後の取組

1 相談支援体制の充実

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。引き続きこども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育所(園)・幼稚園・**認定こども園**・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

また、総合的な相談窓口として、飯塚圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)障がい者基幹相談支援センターにおいて、発達相談に関する相談を受け、情報提供や助言、必要なサービスの利用支援等を引き続き行ってまいります。

障がい児及びその家族に対する支援については、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における相談支援体制整備が必要なため、児童発達支援センターの設置が必要です。

2 嘉麻市発達支援連携協議会の充実

障がいのあるこどもや発達に課題のあるこども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関で構成する「嘉麻市発達支援連携協議会」において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

3 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず様々な遊びを通してともに過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていくため、障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用し保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

4 幼稚園・保育所(園)・**認定こども園**・学童保育所における受け入れ体制の充実

障がいのあるこども等についても、幼稚園や保育所(園)、**認定こども園**、学童保育所への受け入れを行っています。今後も研修などを行い、職員の資質向上に努め、安心して利用できるよう、受け入れ体制の充実を図ります。

また、障がいのあるこども等の保育事業を円滑に実施するため、障がいのあるこども等の受け入れを行う保育所(園)に対し、必要な保育士等の加配を行っています。今後も引き

続き取り組むことで、障がいのあるこども等の保育活動の充実と児童福祉の増進を図ります。

5 障がいのあるこども等の自立、社会参加のための必要な力を培うための取組

幼稚園や保育所(園)、**認定こども園**において、障がいのあるまたは可能性があるこどもに対して、専門的な知識を有する、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が巡回し、一人ひとりに寄り添った支援及び相談対応を行っています。

また、専門職によるこどもたちにあった支援方法の助言などにより、職員の知識向上や適切な支援など資質の向上を図り、保護者の相談対応も行っています。

今後も巡回相談を実施し、特に近年増加傾向にある発達障がいを含む障がいのあるこども等の発達に向けた支援の充実に取り組みます。

6 医療的ケアを必要とするこどもに対する支援

医療的ケアが必要なこどもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に**努める必要があります**。

7 教育相談・教育支援体制の充実

特別な支援が必要となる可能性のあるこども及びその保護者に対し、早期からの情報提供や教育相談等を実施するとともに、障がいのあるこどもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

8 **障がい**児通所支援の充実

障がいのあるこどもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの**障がい**児通所支援の提供体制の充実に努めます。

9 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等への参加を促します。併せて、特別支援教育コーディネーター連絡会において、情報共有を行い、スキルアップに努め、発達障がいや障がい種別の多様化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

10 教育環境の整備

特別支援教育支援員等を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導を行います。

また、障がいのあるこどもの就学機会を拡充し、児童や生徒が安全で快適に学校生活を送れるように、教育環境の整備に努めます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
巡回相談事業	子育て支援課	
療育訓練事業	子育て支援課	
特別支援教育推進事業	学校教育課	
発達支援連携協議会事業	子育て支援課	
養育医療受給資格認定事業	子育て支援課	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	子育て支援課	
プロジェクトK推進事業	スポーツ推進課	
障がい児保育支援事業	こども育成課	
放課後等デイサービス事業	社会福祉課	
児童発達支援	社会福祉課	
日中一時支援事業	社会福祉課	
障害児福祉手当	社会福祉課	
在宅心身障害児福祉手当	社会福祉課	
障害者自立支援給付事業	社会福祉課	
障害者自立支援医療事業	社会福祉課	
重度障がい者医療費支給制度	市民課	
特別児童扶養手当	こども育成課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)

(5) 不登校やひきこもりの子ども・若者への支援

現状と課題

令和4年度の本市の小中学校における不登校児童生徒の割合は3.80%と、全国平均3.17%を上回っています。不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、学校やこども家庭センターなどが連携し、その要因をアセスメントし必要な支援を行うことが大切です。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう努める必要があります。

本市では、さまざまな事情で登校できない状態にある児童生徒を支援するため、嘉麻市適応指導教室「れすとぴあ」において、継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰、社会的自立のための支援や教育相談を行っています。また、生活環境などが要因で、不登校となっている子どもについては、こども家庭センターで教育相談を実施し、生活環境や生活リズムの改善を図るための、「学習等支援室」を設置し、こどもの居場所づくりを確保しています。

さらに、不登校にとどまらず、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者も存在します。誰にも相談できず孤独やストレスを感じることはないよう、そのような若者やその家族を相談支援やサポートにつなげる必要があります。

今後の取組

1 不登校児童生徒への対応の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境を整備するとともに、嘉麻市適応指導教室「れすとぴあ」を中心に、不登校の子どもへの支援体制の充実を図ります。

また、家庭に引きこもっている不登校児童生徒に対しては、教育相談を実施し、生活指導などを行う嘉麻市学習等支援室の充実を図り、社会的な自立を支援します。

2 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ひきこもり相談窓口の周知・広報をていねいに行うことで、大きな不安や悩みを抱える方やその家族にできる限り早期に、適切な支援を届けられることができるよう努めます。

併せて、ひきこもり支援に携わる関係機関がネットワークを築くことで、早期支援、切れ目ない支援へつなぐことを目指します。

また、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について学生を含む若者に周知します。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
教育相談事業	子育て支援課	
スクールソーシャルワーカー派遣事業	子育て支援課	
スクールカウンセラー派遣事業	子育て支援課	
不登校対策支援事業	学校教育課	
適応指導教室（れすとぴあ）推進事業	学校教育課	
学習等支援室	子育て支援課	
ひきこもり支援者意見交換会	健康課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(6) 若者への就労支援（若者への自立支援）

現状と課題

こども大綱では、国が目指す「こどもまんなか社会」の具体的な姿として、20代、30代を中心とする若い世代が、自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会、希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて活躍できる社会が掲げられています。

しかし、現実の社会では、新規学校卒業者が就職できない場合や就職をしても1年以内に離職する若者が増加しています。また、15～39歳を対象とした嘉麻市こども・若者の意識と生活に関する調査結果によると、結婚しない人が増えている理由のトップは「経済的な不安がある」で、結婚時の支援として「子育てにかかる費用などの経済的な支援」や「結婚生活をスタートする際の経済的支援」に次いで「雇用促進のための就労支援」となっています。

本市では、総合戦略の中で、企業誘致促進や創業支援による新たな雇用の創出等に取り組んでいますが、直接若者を対象とする就労支援策は十分とは言えません。県では、学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、様々な要因によって無業状態にある方に対して、求職活動に踏み出していただくため、「筑豊若者サポートステーション」を設置し、様々な支援を行っていますが、本市においても、若者に対するキャリア自立に向けた支援策を検討する必要があります。

今後の取組

1 若者の雇用対策事業の検討

企業向け及び求職者向けの各種セミナーや伴走型支援、企業説明会、面接会の実施等を検討します。

2 職業相談事業の検討

ハローワークと連携し、子育て世代やUIJターン移住者を新たな労働力ターゲットとした相談窓口の設置を検討します。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
若い担い手の育成、確保及び農業経営の確立	農林振興課	
移住・定住起業チャレンジ支援事業補助金	産業振興課	
第二種運転免許取得補助金	交通政策課	
生活保護制度（被保護者就労支援事業）	生活支援課	
生活困窮者自立支援事業	生活支援課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

3 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

(1) 妊娠・出産への支援

現状と課題

妊娠・出産・産褥期^{さんじよくき}の女性は、短期間で大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、家族と共に愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになります。この時期の支援は良好な親子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

本市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、こども家庭センターにおいて保健師・助産師・管理栄養士が産前・産後のからだや妊娠中の食事等について相談に応じるほか、妊娠届出時・妊娠8ヶ月前後・赤ちゃん訪問時に面談やアンケート等を実施し、妊娠・出産・子育てに関してさまざまな不安や悩みを聞き、出産や育児の見通しを立てたり、必要な情報提供を行い、適切なサービスにつなげたりと、継続的なサポートを行う(伴走型相談支援)とともに、育児用品購入等の経済的負担を軽減するために、出産・子育て応援ギフト(経済的支援)の交付を行っています。また、助産所や自宅で、産後のお母さんの心身のケアや授乳のケア・育児相談などの助産師のケアが受けられる産後ケア事業も実施しています。

一方、従来、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が問題となっていました。令和4年度からは保険適用となっており、県では特定不妊治療と併用して全額自費で実施される先進医療に係る費用の一部助成も行っています。さらに、県では、不育症(妊娠したものの、流産・死産を2回以上繰り返す状態)の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、不育症の検査及び治療費の一部を助成しています。少子化が進む中、子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対するこのような助成は、少子化対策としても重要です。

また、妊娠・出産・子育てに関する様々な情報を必要な人が必要な時に得ることができるよう、住民、医療機関、自治体間で迅速に母子保健情報を共有・活用できる基盤整備に向けて、母子保健情報のデジタル化など、国の動向を確認しながら検討を進めます。

今後の取組

1 母子健康手帳の交付と安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

母子健康手帳交付の予約制度が定着し、交付時の面談により、顔の見える関係性・信頼関係の構築に努めています。また、妊娠期では適切な栄養摂取の大切さを理解してもらうため、管理栄養士による妊娠中の栄養指導を実施し、低出生体重児の減少に努めます。

市では妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添った支援を行っており、ほぼ全妊婦と面談をすることができています。この取組を継続しつつ、各種健診（妊婦健診、産婦健診等）の受診勧奨や情報提供などを実施することで、特に支援が必要な特定妊婦への早期の関わりなど、安心・安全な妊娠・出産に向けた支援に取り組めます。

また、若い世代は日々の生活の中において、情報収集のツールがインターネットを中心としていることから、スマートフォンを活用した母子手帳の電子化についても、国の動向を確認しながら、検討を進めます。

2 妊婦に対する伴走型相談支援と出産育児に関する経済的支援の一体的実施

すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、引き続き、妊娠期から子育て期までの相談・支援を行う「伴走型相談支援」と出産・育児にかかる費用の負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

また本市では、出産応援ギフト・子育て応援ギフトだけではなく、出生したこどもの健やかな成長を願い、新生児を養育する方へ「すくすくかまっこ祝金」(出産祝金)を交付します。

3 産後ケア事業の推進

産後ケア事業は、医療機関や助産所等で、産婦の休息・身体的ケア、心理的ケア、乳房ケア、授乳・沐浴指導や育児相談等を行い、子育てに悩みや不安を抱える産婦が安心して子育てできるようサポートします。

4 不妊・不育治療に対する助成制度の広報

県が実施する「不妊に悩む方への先進医療支援事業」や「不育症検査費・治療費助成事業」など、費用助成制度の紹介により、不妊・不育に悩む夫婦と県を繋げられるように努めます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
母子手帳交付事業	子育て支援課	
妊婦健康診査事業	子育て支援課	
産婦健康診査事業	子育て支援課	
産後ケア事業	子育て支援課	
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）	子育て支援課	
出産・子育て応援交付金事業	子育て支援課 こども育成課	
すくすくかまっこ祝金（出産祝金）	こども育成課	
出産育児一時金	市民課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(2) 子育てに関する情報提供・相談支援

現状と課題

過去においては育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられてきました。核家族化が進行する現在は親子や地域からの伝達に代わり、情報通信技術(ICT)の発達に伴うコミュニケーション手段の多様化により、SNS等での育児情報収集を容易に行うことができます。ただし、情報過多により正しい情報の判断ができず、誤った情報に惑わされるなどの危険もあります。このため子育て経験の少ない保護者は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。そこで、このような保護者がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備すると同時に、保護者同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

本市では、こども家庭センターにおいて子育て期の相談に応じるほか、こどもと保護者が一緒に過ごす場所として、市内3か所の地域子育て支援センターにおいて地域子育て支援拠点事業を実施しており、子育てについての相談や子育て支援の情報提供、季節の催し・製作、絵本の読み聞かせなどを行っています。

また、安心とゆとりを持って子育てを楽しむためには、前もって子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。

本市では、結婚・妊娠・出産から子育て全般に関する市の情報をまとめた「嘉麻市子育てガイドブック」を作成し、市内の就学前の子育て世帯へ配布しています。しかし、ニーズ調査において、嘉麻市からの情報を十分に受け取ることができているかたずねたところ、「そうは思わない」と回答した人が就学前児童の保護者で29.7%、小学生児童の保護者で34.9%と、いずれも「そう思う」と回答した人の割合を上回っています。今後も情報提供の充実を図るとともに、保護者自身も子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努めるよう、啓発を行う必要があります。

今後の取組

1 子育てに関する相談や学習の場の充実

母子保健事業としての各種相談・学習事業や、こども家庭センターにおける相談等の充実を図り、子育ての相談や学習の場の充実に努めます。

2 親子で集える場の充実

子育て支援センターなど、親子で集える交流の場の充実を図るとともに、子育て支援者や団体と連携した交流の場の拡充に努めます。

また、子育て中の保護者を対象としたコミュニケーションの場と学習する機会を提供することにより、子育て中の親子が出会い、つながる場をつくり、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、親子で心身ともにリフレッシュし、子育ての不安や負担感などの解消を目指します。

3 子育ての仲間づくりの促進

離乳食教室や子育て支援センターでの事業の実施など、様々な機会を利用して、子育ての仲間づくりを促進します。

4 ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広く適宜に提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、「嘉麻市子育てガイドブック」や子育て支援センター発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。

また、市の公式LINEなどを活用し、SNSを利用する子育て世代に必要な情報提供や、子育て相談に繋げるなど、子育て内容の充実に努めます。

5 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
利用者支援事業	こども育成課 子育て支援課	
育児相談事業（10ヶ月児相談）	子育て支援課	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	こども育成課	
教育相談事業	子育て支援課	
家庭教育支援事業	生涯学習課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(3) 多様な保育事業の充実

現状と課題

共働きが主流となった現在において、保護者が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや充実した放課後児童対策などの子育て支援が必要となっています。嘉麻市では、すべての家庭が安心してこどもを産み、子育てできるよう様々な子育て支援サービスを実施しています。幼稚園や保育所(園)・認定こども園などの定期的な教育・保育事業に加え、病児・病後児保育、一時預かり、ショートステイなどの実施により、こどもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。

本市では、平成27年2月の「第一期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」策定以来、就学前児童の教育・保育事業と各種地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めてきましたが、引き続き、提供体制の確保と事業内容の充実に努める必要があります。

また、こどもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるという事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

今後の取組

1 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを把握し、幼稚園や保育所・認定こども園における通常の保育はもとより、延長保育、一時預かり、障がい児保育、病児・病後児保育など、子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細かな保育サービスの提供を図ります。

2 放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした学童保育により、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

3 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、託児所を可能な限り設置していますが、利用者が少ないのが現状です。イベント等開催の際には周知等に努めます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
延長保育事業	こども育成課	
病後児保育事業	こども育成課	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	こども育成課	
一時預かり保育事業	こども育成課	
障がい児保育支援事業	こども育成課	
療育訓練事業	子育て支援課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

近年、結婚観や家族観の違いなどを理由とした離婚の増加により、ひとり親家庭、特に母子家庭が全国的に増加傾向にあります。本市においても、年によるばらつきはありますが、令和3年までの10年間の年間離婚件数の平均は73件と、比較的高い件数で推移しており、ひとり親家庭も増加していると思われます。

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親家庭が生活に困窮することは、こどもの健全な成長の観点からも問題であり、ひとり親家庭の保護者が生活の安定を図りながら、こどもの健全な成長を確保することができるよう、自立を進めることが重要です。

このため、本市においても、ひとり親家庭への対策として、自立し、安心した暮らしをおくるための相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等の各種事業を実施しており、今後も気軽に相談できる体制整備を図る必要があります。

今後の取組

1 ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

民生委員や児童委員、関係機関との連携を強化し、母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。

2 ひとり親家庭に対する生活支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と、そのこどもの福祉の増進を図るため、修学・修業・転宅資金等に関する情報提供や相談受付、事務手続等を行っていきます。

また、児童の福祉を目的に、経済的・精神的に不安定な母子家庭の母親とそのこどもが安心して生活をしていくことができるように、母子生活支援施設への入所を促し、自立のための生活支援を行います。

3 ひとり親家庭に対する就業支援の充実

母子・父子自立支援員が、一人ひとりの自立に向けた支援プログラムを作成し、ハローワークと連携しながら、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援します。

また、就職に有利な資格取得や職業能力の開発等を支援するための給付金を支給するなど、就労状況の改善に向けた支援を推進します。

4 ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実

ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、ひとり親家庭の自立を促進するために児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭の親が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

また、**養育費は子どもの権利です**。養育費を受け取っているひとり親家庭の保護者の割合が少ないため、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援等の充実に取り組みます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
ひとり親家庭等医療 費支給制度	市民課	
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	子育て支援課	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	こども育成課	
母子・父子自立支援プログラム策定事業	子育て支援課	
高等職業訓練促進給付金	こども育成課	
自立支援教育訓練給付金事業	こども育成課	
児童扶養手当	こども育成課	
こどもの養育費相談支援	子育て支援課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

4 地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

子どもとのふれあいを大切にして、子育てと仕事を両立する**ためには**、男女を問わず**ワーク・ライフ・バランスの実現**を推進していくことが必要です。特に男性については、従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれている、ワーク・ライフ・バランスが保たれたライフスタイルへの転換が求められており、子育ての喜びの実感やその責任を認識しながら、子育てに参加することが望めます。そのためには、労働時間の短縮や、男性においても子育てのための休暇を取得しやすくするなどの職場環境づくりが重要です。

また、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方などを通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解が不可欠です。嘉麻市男女共同参画推進条例第6条では、「仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備に努める」ことが事業者等の責務として定められており、市長が「嘉麻市イクボス宣言」を行い、市内事業所への働きかけを推進しているところです。

少子高齢化の進行により労働人口が減少する中、事業所にとっては人材の確保が重要な課題となっています。時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は、従業員の就業の定着率が高まる傾向にあり、人材の確保へつながります。そのため、さらなる事業所への啓発が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスと合わせて、子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画の意識の醸成を図るための啓発や**就学前教育**・学校教育の推進等が必要です。

今後の取組

1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組を推進します。

2 男女がともに仕事と子育てを両立できる基盤整備

仕事と子育ての両立は、働く保護者にとって大きな問題であることから、通常保育事業や学童保育所(放課後児童健全育成事業)をはじめ、病後児保育事業や各種特別保育事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

3 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

市が率先して市職員のワーク・ライフ・バランス実現に向け取組を進めるとともに、誰もが仕事と育児、介護、家事などの家庭生活や地域活動との調和が図れるよう、職場環境づくりの啓発に努めます。

また、「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」に基づき、一人ひとりの働く意思を尊重し、男女がともに働き続けることができる職場環境の整備のため、育児休業制度の活用などについて広報誌やホームページにおける情報提供をはじめ、商工会議所及び商工会等を通じて事業所へ男女共同参画の視点に立った意識啓発を働きかけます。

4 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

5 男女共同参画推進に関する教育や啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりが重要であり、男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が大変重要な役割を果たします。「嘉麻市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、市民や事業者の情報提供や働きかけを行うなど、男女共同参画社会実現のための意識改革と啓発を推進するとともに、学校教育の場において、「嘉麻市男女共同参画条例 学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくりの取組を進めるなど、嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた就学前教育・学校教育を推進します。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
男女共同参画啓発事業	男女共同参画推進課	
男女共同参画教育の推進	こども育成課 学校教育課・生涯学習課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(2) 地域での子育てを支える仕組みづくり

現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきていますが、**地域の人々**と触れ合うことにより子育ての不安感・孤立感が軽減されていきます。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、地域で活動する民生委員・児童委員・主任児童委員等が中心となって、子育て家庭に関わりを持ち、各家庭のニーズにあった支援を行うこと、また、こども家庭センター、地域子育て支援センター、保育所(園)、幼稚園、**認定こども園**、学校、公民館などが連携し、地域における子育て支援のネットワークづくりを進めることが重要です。

また、地域で子育てを支える活動は、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる家族と支える側の住民が、日頃から交流を持っておく必要があります。さらに、日々のあいさつや、地域の各種サークル活動、祭りなど地域行事への家族での参加等を通じ、高齢者をはじめ様々な世代間の交流の中で、地域における見守り体制をつくることが重要となっています。

今後の取組

1 地域における情報提供体制の整備・充実

こども家庭センターや地域子育て支援センターをはじめとする、各種子育て関係機関、団体、関係者、学校や行政機関等が緊密に連携を取りながら、子育てや教育についての幅広い情報を届けるための体制整備・充実を図ります。

2 子育て支援ネットワークの推進

民生委員・児童委員、主任児童委員や地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員などの活動等をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。

3 地域の交流ができる場の拡充

保育所や公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地域の公民館等についても、自治会等への理解を求めながら、こどもと保護者の利用を促進します。

4 地域の人材の発掘・確保・連携

地域の子育て力の向上により、こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、ボランティアや子育て経験者など、地域人材の発掘・確保、育成に取り組み、地域全体で子育て支援ができるよう努めます。

5 地域への愛着を高める活動の促進

郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、こどもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
コミュニティスクール推進事業	学校教育課	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	こども育成	
公民館活動活性化推進事業	生涯学習課	
社会教育関係団体等育成事業	生涯学習課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(3) こどもやこども連れにやさしい生活環境の整備

現状と課題

こどもや子育て家庭が安心して毎日の生活がおくれるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般を子育てにやさしい環境に整備していくことが求められています。しかし、不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、こどもや妊産婦、こども連れの人に危険な箇所もたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、こどもたちや子育て中の家族が、気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

また、近年、こどもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、こどもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇したこどもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。

このような中、PTA等による防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、こどもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域のこどもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常にこどもの安全を気につけ、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

今後の取組

1 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、こども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置に努めます。

2 こどもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

こどもや妊婦、ベビーカー利用のこども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

3 安全な通学路の確保

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。

4 地域ぐるみによる交通安全指導の推進

市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、こどもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

5 地域ぐるみによる防犯活動の推進

こどもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロールによる監視体制の強化など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

不審者事案が発生した場合は、防犯メールを配信し、青パト(青色回転灯装備車)を活用した地域の巡回を行うなど見守り活動を推進します。

6 妊婦やこども連れの人にやさしいまちづくり

市内の施設などの利用にあたって、妊婦や小さなこどもを連れた人へ、すべての市民が配慮できるようやさしいまちづくりの推進・啓発に努めます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
通学対策事業	学校教育課	
交通安全意識啓発事業	防災対策課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)

(4) こどもの居場所づくり

現状と課題

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在ですが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。こうした中、こどもたちが安心して成長できる居場所をつくることはこどもの健全な発育のためにも、こどもや子育ての孤立防止のためにもとても重要となっています。

令和5年12月に国が示した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得るとし、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであるとされています。従って、居場所づくりにあたっては、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、進めることが重要です。

今後の取組

1 放課後児童対策の充実（再掲）

保護者が就業等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童については、学童保育により、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

2 多様な居場所づくり

新たなこどもの居場所づくりに努めるとともに、地域にある多様な居場所や、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってより良い居場所にしていきます。

●主な事業

事業名	担当課名	備考
放課後児童健全育成事業	こども育成課	

評価指標と目標値

評価指標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)

第 5 章

第三期 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

前計画では、柔軟かつ現実的な需給調整を可能とするため、提供区域を「市全域」と決めました。市全域を提供区域とすることは、勤務状況に合わせた施設利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいという利点もあることから、本計画においても引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとします。

なお、地域子ども・子育て支援事業(区域設定が必要な11事業)についても、それぞれの事業の性質上、教育・保育提供区域と合わせる必要がある(一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業)、市で一律の支援体制を構築すべき(利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業)、そもそも細かな区域設定になじまない(妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業)などの理由により、引き続き市全域を一つの提供区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

本市内には、現在、幼稚園が4施設(うち2施設は休園中で、そのうち1施設は令和7年4月開園予定)、保育所が13施設、認定こども園が1施設あり、総利用定員は幼稚園140人、保育所850人、認定こども園164人、合わせて1,154人となっています。

前計画期間中の総利用者数は、市外の施設も含め、各年900～1,000人程度となっており、近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、待機児童は発生していない状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和7年度				令和8年度			
①量の見込み		1号	2号		3号	1号	2号		3号
			2号	幼児期の学校教育の利用 希望が高い			2号	幼児期の学校教育の利用 希望が高い	
		43	521	17	333	40	489	16	329
確保方策	幼稚園	123		17		124		16	
	認定こども園	54	69		41	54	69		41
	保育所		496		354		478		342
	地域型保育事業								
	合計(②)	177	565	17	395	178	547	16	383
②－①		134	44	0	62	138	58	0	54

		令和9年度				令和10年度			
①量の見込み		1号	2号		3号	1号	2号		3号
			2号	幼児期の学校教育の利用 希望が高い			2号	幼児期の学校教育の利用 希望が高い	
		43	521	15	333	40	489	15	329
確保方策	幼稚園	125		15		125		15	
	認定こども園	54	69		41	54	69		41
	保育所		478		342		478		342
	地域型保育事業								
	合計(②)	179	547	15	383	179	547	15	383
②－①		136	26	0	50	139	58	0	54

		令和11年度			
①量の見込み		1号	2号		3号
			2号	幼児期の学校教育の利用 希望が高い	
		43	521	14	333
確保方策	幼稚園	126		14	
	認定こども園	54	69		41
	保育所		478		342
	地域型保育事業				
	合計(②)	180	547	14	383
②－①		137	26	0	50

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の43人ですが、現在の幼稚園及び認定こども園(教育部分)の総定員は194人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の521人で、現在の保育利用定員は565人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の333人で、現在の総定員が395人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受け入れも可能であることから、引き続き定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持します。

3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

現在、本市内の認定こども園は2施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方(建学の精神など)や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することにあり、特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本市には今のところ特定地域型保育事業所がなく、そもそも特定教育・保育施設との連携の問題は発生しませんが、もし将来的に特定地域型保育事業所が認可されることがあれば、市として情報の共有等、両者の連携強化を支援する必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、市の責任において事業の実施体制を整備していきます。

（３）教育・保育の質の向上

市内の各保育所及び認定こども園では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修や保護者との懇談会などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、園長会議等において、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、就学前から小学校へ円滑な接続を行うことで、こどもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

（４）教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時（原則１歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

(1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内の保育所1施設で延長保育を実施しています。令和5年度の実績は72人でした。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	72	72	72	72	72
②確保方策	72	72	72	72	72
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査結果と近年の実績を踏まえ、毎年度72人の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内7か所の学童保育所で実施しており、全クラブの総利用定員は788人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	177	158	147	152	130
	2年生	160	137	123	115	119
	3年生	143	148	127	114	106
	4年生	98	96	100	85	76
	5年生	71	71	70	73	62
	6年生	54	42	43	42	43
	計	703	652	610	581	536
②確保方策		788	788	788	788	788
施設数(か所)		7	7	7	7	7
②－①		85	136	178	207	252

【量の見込み】

各学年の推計児童数に、小学生の保護者に対するアンケート調査における学年別利用希望割合を乗じて利用者数を見込みました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和7年度の703人で、その後は児童数の減少に伴い、徐々に減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の総定員が788人であることから、現在の体制で受け入れ可能です。

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

①短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に施設において児童を預かる事業です。

【現状】

市内施設の嘉麻学園と鞍手町にある鞍手乳児院に委託していますが、令和5年度の利用実績は142人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位: 人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	180	180	180	180	180
②確保方策	180	180	180	180	180
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用実績を参考に、月に15人日の利用があると仮定して、年間180人日の利用を見込みました。

②夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に施設において児童を預かる事業です。

【現状】

令和5年度の利用実績はありません。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用実績はありませんが、利用相談はある状況から各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在の委託先で対応できます。

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

市内3か所の地域子育て支援センターで、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。令和5年度の月あたり利用実績は133人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		（単位：人日／月）			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	120	119	116	112	109
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

【量の見込み】

アンケート調査の結果及び実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在の3か所に対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内の幼稚園、認定こども園の在園児を対象とし、預かり保育として実施しています。令和5年度の延べ利用人数は4,345人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	4,000	3,800	3,700	3,600	3,500
②確保方策	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
施設数 (幼稚園型Ⅰ) (か所)	4	4	4	4	4
②－①	16,000	16,200	16,300	16,400	16,500

【量の見込み】

過去の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の保育所4園で実施しています。令和5年度の利用実績は146人／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1,031	993	962	920	899
②確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
施設数(か所)	4	4	4	4	4
②－①	1,969	2,007	2,038	2,080	2,101

【量の見込み】

保育所、認定こども園を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病後児保育事業

病気の回復期にある児童について、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内の保育所内に病後児保育室を設置して、病後児保育を実施しています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日/年)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	76	76	76	76	76
②確保方策	720	720	720	720	720
施設数(か所)	1	1	1	1	1
②－①	644	644	644	644	644

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは利用実績との乖離が大きいため、量の見込みは利用実績を参考に見込みました。ただし、新型コロナの感染拡大期は利用者が著しく減ったため、参考値から外し、平成29～31年度と令和5年度の平均値である76人としています。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(8) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所(園)・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

本市では、「基本型」として、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所(園)等の利用にあたっての助言・支援を市役所職員で行っています。

また、「母子保健型」として、令和2年度から嘉麻市子育て世代包括支援センター、令和6年度からは嘉麻市こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない相談・支援を実施するためのワンストップ拠点とし、保健師・助産師・管理栄養士等の専門職が母子保健等に関する子育て支援の情報提供や相談対応等を行っています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位: 箇所)
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【量の見込み】

基本型、こども家庭センター型、それぞれ1箇所で実施していきます。

【提供体制】

現状どおり、子育てに関する情報提供や相談対応等を実施していきます。

(9) 妊婦健康診査

母体や胎児の健康管理及び妊娠中の経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査補助券を発行しています。

令和5年度の実績は、妊婦実人員206人に対し、延人数(延回数)1,651人(回)となっています。

「量の見込み」

(単位:人、回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年	令和11年
量の見込	対象者数	199	193	187	181	175
	健診回数	1,592	1,544	1,496	1,448	1,400
確保方策		199	193	187	181	175

【量の見込み】

妊娠週数によって妊婦健診の受診間隔が異なるため、一人の妊婦が年度内に妊婦健診を受診する回数はさまざまで、14回分の補助券を使用しないケースや転入のケース等含まれますので、一人平均8回使用する計画で見込みました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査補助券を併せて交付し、受診を勧奨します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、発育・発達状況の確認や、育児に関する相談や情報の提供を行い、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、相談や助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

保健師や助産師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

令和5年度の訪問実績は144人となっており、実施率は100%となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	144	138	132	126	120

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、保健師・助産師等による全対象家庭の訪問を行います。

(11) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から子育て期まで継続して一体的に相談・支援を行う伴走型相談支援事業です。

【現状】

妊娠7ヶ月頃に返信用封筒を同封したアンケートを送付し、結果に基づいて電話による相談や面談、必要時家庭訪問を実施し、妊娠・出産の見通しを立てたり、子育てに関する情報提供を行っています。

「量の見込み」		(単位:人回)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	123	119	115	111	106

【量の見込み】

計画期間中の母子手帳交付者数とアンケート回収率に基づいて見込んでいます。

【提供体制】

妊娠・出産・子育てと継続して、専門職による寄り添った支援を行います。

(12) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、産後の母子に対して、産科医療機関や助産院で、助産師等の専門職による心身のケアや育児のサポート等が受けられ、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問の際に、事業の周知を図り、事業実施施設と連携しながら利用を促進し、育児負担の軽減や虐待の予防に努めます。

「量の見込み」

(単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	75	75	75	75	75

【量の見込み】

制度開始以降の利用状況を踏まえ見込んでいます。

【提供体制】

希望する方が利用しやすい体制の整備に向けて、県や近隣自治体、実施施設と調整していきます。

(13) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です(ただし、これまでの育児・家事援助は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。)

【現状】

家庭における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、養育支援訪問員が家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

令和5年度の実績は、52 人となっています。

「量の見込み」		(単位:人)			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	55	55	55	55	55

【量の見込み】

前計画期間中の実績から、量の見込みを毎年度55人と設定しました。

【提供体制】

乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、養育支援訪問員が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

本市では、令和8年度からの本格実施に向け、体制を整備する必要があります。

「量の見込み」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 （か所）	0	1	1	1	1
利用人数 （人）	0	3	3	7	7
量の見込 （時間/月）	0	30	30	70	70

【量の見込み】

1人あたり月10時間程度の利用を見込みます。

第 6 章

計画を実現するために

1 こども・若者、子育て家庭等にやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、全ての人がこども・子育てを応援するという社会全体の意識改革を図ります。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発と、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する市民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこども・子育てを社会全体で支える気運を醸成していきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全てのこどもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、国・県をはじめとする庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

また、本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、地域みんなでこども・子育てを見守り支えることによって、「すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮らせるまち嘉麻」の実現に向けた意識の醸成を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画については、毎年度の進捗状況を把握・点検し、「嘉麻市こども施策審議会」において、その内容の報告を行います。

また、計画の進捗状況については、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図るとともに、こどもや若者の意見公募の機会を設けます。

嘉麻市こども計画

令和7年3月

発	行	福岡県嘉麻市
企画・編集		嘉麻市子育て支援課

〒820-0592	福岡県嘉麻市上臼井 446 番地 1
	TEL 0948-62-5717
	FAX 0948-62-5691
